

放課後子どもプラン 全国地方自治体担当者会議資料

平成19年2月7日（水）

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議

《目 次》

【放課後子どもプラン全体像】

1. 「放課後子どもプラン」の基本的考え方《要旨》
2. 「放課後子どもプラン」の推進について（案）（平成19年※月※※日付文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）
3. 「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携について（案）（平成19年※月※※日付文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長他連名通知）
4. 「放課後子どもプラン」関連今後のスケジュール等

【放課後子どもプラン関連平成19年度予算（案）の概要】

5. 「放課後子どもプラン」関係平成19年度予算（案）の概要
6. 「放課後子ども教室推進事業」関係平成19年度予算（案）の概要
 - 放課後子どもプランの創設ー放課後子ども教室推進事業ー
 - 「放課後子ども教室推進事業」予算（案）のポイント
 - 放課後子どもプラン（放課後子ども教室推進事業）に係る国の財源措置案について
 - 放課後子どもプラン（放課後子ども教室推進事業分）の地方財政措置
7. 「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）関係平成19年度予算（案）の概要
 - 平成19年度「放課後子どもプラン」関係予算（案）概要
 - 平成19年度・放課後児童クラブ補助単価（案）
 - 「放課後子どもプラン」の実施場所・実施形態の例

【放課後子どもプラン推進事業の内容及び申請事務手続等について】

8. 放課後子どもプランにおける補助金の流れ
9. 「放課後子どもプラン推進事業」の交付申請等に係るマニュアル
10. 「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（案）[実施要綱]
11. 「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」（案）[交付要綱]
12. 放課後子どもプラン推進事業費補助金の補助基準額（案）
13. 平成19年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について（平成19年※月※※日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）
14. 放課後子どもプラン連携推進室の設置について

【その他参考資料】

放課後子どもプラン関連

15. 平成19年度「放課後子どもプラン」実施意向調査の状況 ……………
16. 「放課後子どもプラン」に係る閣議決定等について ……………
17. 次世代育成支援対策に関する提言―抜粋―(平成18年5月16日全国知事会) ……………
18. 文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携(平成18年5月9日) ……………
19. 「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び両事業の推進に当たっての学校との連携について(平成18年2月10日文部科学省・厚生労働省通知) ……………

地域子ども教室関連

20. 地域子ども教室推進事業について ……………
21. 平成18年度都道府県・政令市別団体開催場所一覧 ……………

放課後児童クラブ関連

22. 放課後児童クラブについて ……………
23. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(平成18年5月1日現在) ……………

その他関連

24. 放課後子どもプラン地方自治体担当課一覧 ……………

放課後子どもプラン全体像

「放課後子どもプラン」の基本的考え方《要旨》

「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】(案)

趣旨・目的

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

2. 実施主体

- 事業計画の策定主体:市町村
- 事業の実施主体:市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒して実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の実情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

5. 都道府県の体制、役割等

- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下の支援を実施
 - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
 - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
 - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
 - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

「放課後子どもプラン」の推進について（案）

（平成 19 年※月※※日付文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）

(案)

18文科生第※※※号
雇児発第※※※※※号
平成19年※月※※日

都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
各 指定都市市長 殿
指定都市教育委員会教育長
中核市市長
中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子どもプラン」の推進について

放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算（案）に計上しております。

つきましては、別紙のとおり「放課後子どもプラン」の基本的な考え方を定めたので、平成19年度からの効果的かつ円滑な実施にご配慮いただくとともに、管内・域内市町村、市町村教育委員会に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

(別 紙)

「放課後子どもプラン」の基本的な考え方

1. 目 的

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業」（以下「放課後子ども教室」という。）及び厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）（以下「放課後子どもプラン」という。）を推進する。

2. 定 義

「放課後子どもプラン」は、市町村が策定する「事業計画」（後述）と同計画に基づく「放課後対策事業」を総称する概念である。この放課後対策事業は、市町村が実施する「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」で構成される。

3. 実施主体

「放課後子どもプラン」の事業計画の策定主体は、市町村とするが、同計画に基づく放課後対策事業の実施については、市町村、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

4. 事業経費

- (1) 国において、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の両事業を「放課後子どもプラン推進事業」（案）として、補助金交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付する。
- (2) 都道府県においては、(1) に準じて一つの補助金交付要綱を作成し、市町村（指定都市及び中核市を除く。）からの申請の受付、補助金の交付等を教育委員会が一括して事務処理を行うことが望ましい。

5. 事業計画の策定

(1) 事業計画の策定

各市町村においては、域内の全小学校区において「放課後子どもプラン」の実施を図るため、その事業計画（例：〇〇市放課後子どもプラン）の策定に努めることとし、事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むものとする。

① 市町村全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町村における放課後対策事業の運営委員会の設置について

② 小学校区毎に盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者数の見込みについて
- ・平成21年度までの放課後対策事業の実施計画について
- ・現に児童館や公民館などの小学校外で実施している取組と小学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村（都道府県）行動計画との関係

市町村（都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、平成21年度までの市町村（都道府県）行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しているが、事業計画の内容が、行動計画を前倒して実施するものであったり、行動計画を上回るものであったりすることも考えられる。この場合、行動計画の変更は必ずしも必要としないこととし、放課後対策事業は、事業計画に基づき実施するものとする。

なお、平成21年度までの行動計画において、既に小学校区毎の放課後対策事業の実施が位置付けられている場合は、それに基づいて事業計画を策定するものとする。

6. 都道府県の体制及び役割等

都道府県においては、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下のような支援を実施するものとする。

- (1) 「放課後子どもプラン」の実施に当たって、域内全体で子どもの健全育成を支援するという観点から、各都道府県に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小学校の校長又は教頭等の代表）、社会教育関係者（PTAや青少年関係団体等の代表）、福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。
- (2) 上記「推進委員会」においては、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。
- (3) 都道府県等においては、域内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員等の放課後対策事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を合同で開催する。
- (4) 都道府県においては、基本的に教育委員会が主管部局となり、福祉部局と連携しつつ、「放課後子どもプラン」を推進することとする。なお、都道府県の実情に応じて、福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- (5) 都道府県の主管部局は、推進委員会の事務局、研修会の開催、国への補助金申請事務等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図る。

7. 市町村の体制及び役割等

市町村においては、事業計画を策定し、小学校区毎の円滑な放課後対策事業を実施するものとする。

- (1) 「放課後子どもプラン」の実施に当たって、効果的な放課後対策事業運営を検討する観点から、各市町村に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者（小

学校の校長又は教頭等の代表)、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。

- (2) 上記「運営委員会」においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等を検討する。
- (3) 市町村においては、基本的に教育委員会が主管部局になり、福祉部局と連携しつつ、「放課後子どもプラン」を推進することとする。なお、市町村の実情に応じて、福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- (4) 市町村の主管部局は、運営委員会の事務局、事業計画の策定、都道府県への補助金の交付申請事務、放課後対策事業の実施等の業務を行うが、その実施に当たっては、福祉部局（又は教育委員会）と事前の調整等、緊密な連携を図る。

8. 市町村における放課後対策事業の実施（教育委員会と福祉部局との連携等）

(1) 小学校内における実施等

① 「放課後子どもプラン」は小学校内で行うことを基本とし、このため、事業計画の策定に当たっては、できる限り余裕教室の利用や小学校施設内での実施を考慮するものとする。

また、校庭、体育館、図書室、保健室の使用など、学校諸施設の弾力的な活用に努めるものとする。

② なお、現に公民館や児童館など小学校外で放課後対策事業を行っている場合であって、特段の支障が生じていない場合に引き続き当該施設で実施することや、余裕教室が無い等の理由により、新たに小学校外で実施することも差し支えないものとする。

③ 子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、学校関係者と放課後対策事業関係者との間で迅速な情報交換を行うなど、十分な連携に努めるものとする。

(2) コーディネーターの配置

各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役として、コーディネーターを配置し、放課後対策事業の円滑な実施を図るための調整を行うものとする。

また、コーディネーターは、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・策定等を行うものとする。

(3) 様々な活動機会の提供

「放課後子ども教室」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進するものとする。その際には、「放課後児童クラブ」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、放課後対策事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。

(4) 「放課後児童クラブ」の対象児童に対する配慮

「放課後子どもプラン」を実施するに当たって、「放課後児童クラブ」の対象児童

に対しては、現行水準と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適正な運営の確保を図るものとする。

＜サービスの内容（案）＞

- ・適切な指導員の配置
- ・専用のスペースの確保
- ・保護者の就労状況を考慮した開設日数、開所時間の確保（原則として授業日及び長期休業日等（年間250日以上）は開所。授業日は3時間以上、長期休暇時は8時間以上開所（概ね18時まで）すること）
- ・出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
- ・家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施 等

「放課後子どもプラン」の推進に
当たっての関係部局・学校の連携
等について（案）

（平成 19 年※月※※日付文部科学省生涯学習政策局
長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）

「放課後子どもプラン」関連
今後のスケジュール等

「放課後子どもプラン」関連今後のスケジュール等

	厚生労働省	文部科学省	備 考
1月中旬	○全国厚生労働部局長会議の開催（16日）	○都道府県・指定都市・中核市ブロック会議(全国6ブロック)の開催（16日～23日）	
下旬		○全国生涯学習・社会教育主管部課長会議の開催（29日）	25日] 通常国会開会
	○両省連名で「放課後子どもプランの基本的考え方」及び「放課後子どもプランの推進に当たっての学校との連携」の局長通知を地方自治体あて発出		
2月上旬	○両省に「放課後子どもプラン連携推進室」を設置（1日）		
	○両省合同で「放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議」を開催（7日） ・「放課後子どもプラン」に関する19年度予算(案)の内容等について		
中旬			
下旬	○全国児童福祉課長会議の開催（23日）		
3月上旬	○政府広報及び両省の広報誌（3月号）に「放課後子どもプラン」に関する記事を掲載		
中旬	○全国地方自治体健全育成担当者会議の開催（20日予定）		
下旬	○両省連名で「放課後子どもプラン推進事業について」（実施要綱・交付要綱）の次官・局長通知を地方自治体あて発出（予算成立日）		
4月	○「放課後子どもプラン」スタート		

放課後子どもプラン関連
平成 19 年度予算(案)の概要

「放課後子どもプラン」平成19年度予算(案)の概要

《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を予算(案)に計上。
- 両省の補助金は国において交付要綱を一本化し、実施主体である市町村において、学校の余裕教室等を活用して一体的あるいは連携しながら事業を実施。

「放課後子どもプラン」のポイント

※【】内が
事業担当省

「放課後子どもプラン推進事業」(仮称)

事業内容	放課後子ども教室推進事業(新規) 【文部科学省】	放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】
趣旨	<p>▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。</p> <p>※平成16年度からの緊急3カ年計画「地域子ども教室推進事業」(委託事業)を廃止し、新たに「放課後子ども教室推進事業」(補助事業)を創設</p>	<p>▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定)</p> <p>▽放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。</p>
予算(案)額	<p>68.2億円 ※事業費ベースで平成18年度比約3倍</p>	<p>国庫補助金 (補助率1/3) 158.5億円(38.3億円増)</p>
か所数	<p>10,000か所</p>	<p>20,000か所(5,900か所増)</p>
ソフト面	<p>○地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3カ年計画)の取組を踏まえた事業の推進 ・地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動等の取組を拡大</p> <p>○学習支援の充実 ・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る</p> <p>○次年度からの取組支援 ・残りの1万カ所(未実施校区)についても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置等を支援</p>	<p>○基準開設日数(250日)の設定 ・基準開設日数を281日から弾力化し、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置の実施</p> <p>○必要な開設日数の確保 ・補助対象日数を200日以上から250日以上とし、それ未満は、3年間の経過措置後、補助を廃止</p> <p>○適正な人数規模への移行促進 ・71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進</p>
ハード面	<p>○「放課後子ども教室」を設置する際の備品購入費補助の創設</p>	<p>○新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増</p> <p>○既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助(100万円を限度)の創設</p>

原則としてすべての小学校区での実施を目指す

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

- 両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を全市町村及び都道府県に設置【文部科学省】
- 事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを全小学校区レベルに配置【文部科学省】
- 事業毎に実施していた指導者(員)研修を都道府県等において合同で開催【文部科学省・厚生労働省】

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

放課後対策事業の「運営委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法を共同で実施・検討 →**全市町村に設置**

コーディネーターの配置【担当省:文部科学省】

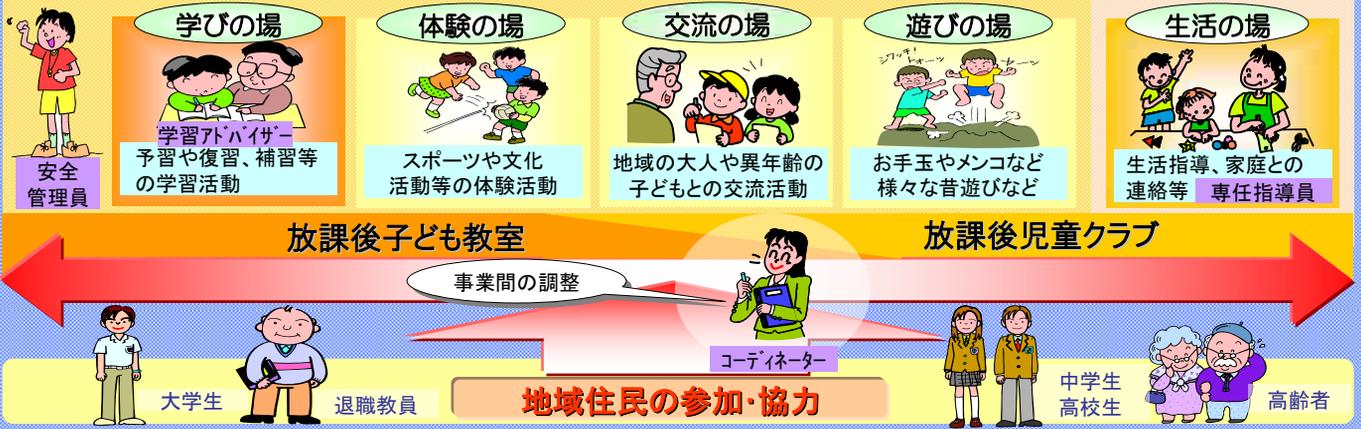
両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施 →**全小学校区に配置**

活動場所における連携促進

- ・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

放課後対策事業の「推進委員会」の設置【担当省:文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討 →**全都道府県・指定都市・中核市に設置**

放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【担当省:文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進 →**全都道府県・指定都市・中核市で開催**

「放課後子ども教室推進事業」関係
平成19年度予算(案)の概要

放課後子どもプランの創設 －放課後子ども教室推進事業－

(新 規)

19年度予定額 6, 8 2 0 百万円

1. 事業の要旨

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりが求められている。

このため、「放課後子ども教室推進事業」を創設し、全国の小学校区（10, 000小学校区）において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する。

同事業は少子化対策として極めて重要であり、留守家庭児童を対象とする厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）と一体的あるいは連携した総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）として推進する。

この事業においては、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る。

2. 事業の内容

(1) 評価・普及啓発のための有識者会議の設置

事業内容や実施方法、事業効果等を評価・検証し、効果的な事業の在り方を普及啓発するため、厚生労働省と連携を図り、文部科学省に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校教育関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等による「放課後子ども対策委員会」を設置する。また、当該委員会の下に、先進的な取組事例等を調査・検証し、事業の普及・定着方策を検討するためのワーキンググループを設置する。

(2) 総合的な放課後対策推進のための調査研究等

① 放課後対策推進のための調査研究

コーディネーター等の指導者の資質向上を図るための研修プログラムの開発等、総合的な放課後対策の効果的な推進を支援するために必要な課題を調査研究し、その成果を全国に普及する。

② 放課後活動支援モデル事業

子どもたちや地域の方々の放課後子ども教室への積極的な参加を促進するため、参加者の興味や関心を引きつける多様な活動プログラム（地域の伝統・文化やスポーツ活動、芸術活動、社会体験活動等）の実践等を行うモデル事業を実施し、その成果を全国に普及する。

(3) 放課後子ども教室推進事業の実施

① 指導者研修等の実施

ア. 推進委員会の設置

各都道府県・指定都市・中核市に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、放課後対策事業（放課後児童クラブを含む。）の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。

イ. 指導者研修の実施

各都道府県・指定都市・中核市において、域内の各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を、放課後児童クラブの放課後児童指導員の研修と連携しながら合同で開催する。

② 放課後子ども教室の実施

ア. 運営委員会の設置

各市町村（指定都市・中核市を除く）に、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、市町村で実施する放課後対策事業（放課後児童クラブを含む。）の事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等、市町村における事業の運営方法等を検討する。

イ. コーディネーターの配置

放課後子ども教室の実施小学校区に、放課後対策事業の総合的な調整役として、コーディネーターを配置し、放課後児童クラブと連携した取組の調整を図るとともに、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等の地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画・策定等を実施する。

また、放課後子ども教室の未実施小学校区においても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう、コーディネーターの配置を支援する。

ウ. 放課後子ども教室の実施

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の大人、大学生、退職教員、青少年・社会教育団体関係者等を、安全管理員やボランティアとして配置し、スポーツや文化活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動等の取組を実施する。

また、これらの取組とともに、学ぶ意欲がある子どもたちに対する学習機会を提供する取組の充実を図るため、教職を目指す大学生や退職教員等、専門的な知識を有する地域の方々を、学習アドバイザーとして配置し、補習等の学習活動の取組を実施する。

なお、様々な活動機会の提供に当たっては、放課後児童クラブと連携・一体的な取組を推進する。

③ 放課後子ども教室の開設備品費（初度調弁）

放課後子ども教室を開設する場合において、活動が円滑かつ速やかに実施できるよう、開設年度に限り必要な備品等の設置（余裕教室等を放課後子ども教室用のスペースにするために必要な経費）を行う。

3. 積算内訳

(1) 評価・普及啓発のための有識者会議の設置	6, 820, 010千円
(2) 総合的な放課後対策推進のための調査研究等	18, 612千円
(3) 放課後子ども教室推進事業の実施	296, 569千円
	6, 504, 829千円

[種別] 地方公共団体向け補助金

[補助率] 1/3

【参考】地方財政措置について

本事業に対応する地方財政措置は、道府県、市町村各1/3（指定都市、中核市は各2/3）の地方負担分に対して、所要の措置（約130億円）が講じられる予定。

[箇所数] 10, 000カ所

【参考】

○放課後子ども教室の実施 @1,288千円×10,000カ所

〔・安全管理員（平日・土曜日）2名
・学習アドバイザー（平日）1名（土曜日）2名

○放課後子ども教室の開設備品費 @254千円×10,000カ所

「放課後子ども教室推進事業」予算（案）のポイント

I 平成19年度予算（案）額

総額 6,820百万円

（内 訳）

地方公共団体向け補助金 6,505百万円（別添参照）
本省経費（委託費等） 315百万円

II 概算要求時との変更点

1 中核市の位置付け

中核市は、厚生労働省事業との整合性を図るため、国が1/3、中核市が2/3を負担する制度とした。これにより、推進委員会や指導者研修の実施に係る経費を措置するとともに、申請手続きは、指定都市と同様に、都道府県を経由せずに国と直接行うこととした。

2 事業の内容

（1）放課後子ども教室の実施箇所数

原則、全ての小学校区での実施を目指すことから、2万カ所で概算要求したが、市町村の取組要望を踏まえ、平成19年度においては、全小学校区の1/2の1万カ所の実施に係る経費を措置。

（2）次年度からの取組支援

平成19年度において、放課後子ども教室を未実施の市町村や小学校区においても、次年度からの実施に向けた体制整備が図られるよう運営委員会の設置やコーディネーターの配置に係る経費を措置。

（3）放課後子ども教室の開設備品費

1カ所当たりの実施経費@254千円を措置。

「放課後子ども教室推進事業」の補助金積算概要

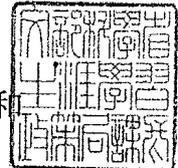
区 分		概算要求額		予算(案)額		
予算費目		補助金				
補助事業者		地方公共団体				
補助事業者数		62 (都道府県・指定都市)		99 (都道府県・指定都市・中核市)		
予 算 額		13,674,534千円		6,504,829千円		
積 算 内 訳						
推進委員会の設置		箇所数	62(都道府県・指定都市)		99(都道府県・指定都市・中核市)	
			@1,558千円	年4回開催	@2,204千円 年6回開催	
指導者研修の実施	コーディネーター研修	1カ所単価	@1,358千円	(6H×3日)×年2回	@1,358千円 (6H×3日)×年2回	
	安全管理員等研修		@1,088千円	6H×年2回×県内4ブロック	@1,088千円 6H×年2回×県内4ブロック	
運営委員会の設置		箇所数	1,798市町村 ※指定都市を除いた全市町村		1,778市町村 ※指定都市・中核市を除いた全市町村	
		1カ所単価	@776千円	年6回開催	@776千円 年6回開催	
コーディネーターの配置 (謝金)		1人単価	@900千円		実施校区 @900千円 未実施校区 @225千円	
内 訳	人数	4,000人 (20,000校区×1/5人)	4,000人 (実施校区2,000人、未実施校区2,000人)			
		単価	<720円×5H>	@3,600円	<720円×5H> @3,600円	
		日数	<5日×50週>	250日	実施<5日×50週> 250日 未実施<5日×12.5週> (※実施校区の1/4) 62.5日	
放課後子ども教室の実施						
箇所数		20,000小学校区		10,000小学校区		
1カ所単価		@1,288千円		@1,288千円		
内 訳	年間開催日数		240日	平日 200日 土曜日 40日	240日	平日 200日 土曜日 40日
	安全管理員 (謝金)	人数	平日 <14時～18時(4H)>	1人	<14時～18時(4H)>	1人
			<15時～18時(3H)>	1人	<15時～18時(3H)>	1人
		土曜日 <13時～18時(5H)>	2人	<13時～18時(5H)>	2人	
	単価	平日 <360円×4H>	@1,440円	<360円×4H>	@1,440円	
		<360円×3H>	@1,080円	<360円×3H>	@1,080円	
		土曜日 <360円×5H>	@1,800円	<360円×5H>	@1,800円	
	計		@648千円		@648千円	
	学習アドバイザー (謝金)	人数	平日 <15時～18時(3H)>	1人	<15時～18時(3H)>	1人
			土曜日 <13時～18時(5H)>	2人	<13時～18時(5H)>	2人
単価		平日 <540円(360円×1.5)×3H>	@1,620円	<540円(360円×1.5)×3H>	@1,620円	
	土曜日 <540円(360円×1.5)×5H>	@2,700円	<540円(360円×1.5)×5H>	@2,700円		
計		@540千円		@540千円		
通信運搬費、印刷製本費、 教材費、消耗品費等		単 価	@100千円		@100千円	
放課後子ども教室の開設備品費		箇所数	10,000小学校区		10,000小学校区	
		単 価	@1,000千円		@254千円	



18生推第5の4号
平成18年12月25日

各都道府県・指定都市・中核市
教育委員会生涯学習・社会教育主管部課長 殿

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課長 高橋 道利



(印影印刷)

放課後子どもプラン（放課後子ども教室推進事業）に
係る国の財源措置案について

平成18年12月24日に閣議決定された平成19年度政府予算案において、新規施策として「放課後子どもプラン」が認められました。

同プランは、文部科学省事業として新たに実施する予定の「放課後子ども教室推進事業」と、概ね10歳未満の留守家庭児童を対象とした厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の両事業について、実施場所や運営方法をできる限り一元化し、福祉部局の協力の下、教育委員会が中心となり、効率的・総合的な放課後対策事業を進めるものです。

「放課後子ども教室推進事業」は、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と整合性を図り、あわせて地方公共団体の事務負担を軽減するため、従来の委託事業方式ではなく、地方公共団体に対する新たな補助制度（国・都道府県・市町村各3分の1。ただし、指定都市・中核市については、国3分の1、指定都市・中核市3分の2。）としたところです。

また、地方負担分の財政措置につきましても、所要の地方財政措置が講じられる予定となっております。

皆様方におかれては、本事業の円滑な実施に向けて、域内の市区町村への周知等、諸準備に遺漏のないようお願い申し上げます。

なお、この通知については、総務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

放課後子どもプラン（放課後子ども教室推進事業分）の地方財政措置
 <要望額積算内訳>

要望額	13,010百万円
-----	-----------

（目）地域教育力活性化事業費補助金（放課後子ども教室推進事業）

国庫補助額(概算査定見込)	6,504,829千円	(補助率：1/3)
地方公共団体負担額	13,009,658千円	
総事業額	19,514,487千円	

<地方公共団体負担額内訳> 総 額 13,009,658千円

【道府県分】

-その他教育費-社会教育費-社会教育費・文化財保護費

事 項	単 価	箇所数	総事業額	負担率	負担額
推進委員会運営費	4,650,000円	47都道府県	218,550,000円	2/3	145,700千円
運営委員会運営費	776,000円	1,778市町村	1,379,728,000円	1/3	459,909千円
コーディネーター(実施校区)	180,000円	7,858小学校区	1,414,440,000円	1/3	471,480千円
コーディネーター(未実施校区)	45,000円	7,858小学校区	353,610,000円	1/3	117,870千円
放課後子ども教室運営費	1,288,000円	7,858小学校区	10,121,104,000円	1/3	3,373,701千円
放課後子ども教室開設備品費	254,441円	7,858小学校区	1,999,397,378円	1/3	666,466千円
[合 計]					5,235,126千円

【市町村分】

-その他教育費-社会教育費-社会教育費

[指定都市(17市)、中核市分(35市)]

事 項	単 価	箇所数	総事業額	負担率	負担額
推進委員会運営費	4,650,000円	52市	241,800千円	2/3	161,200千円
コーディネーター(実施校区)	180,000円	2,142小学校区	385,560千円	2/3	257,040千円
コーディネーター(未実施校区)	45,000円	2,142小学校区	96,390千円	2/3	64,260千円
放課後子ども教室運営費	1,288,000円	2,142小学校区	2,758,896千円	2/3	1,839,264千円
放課後子ども教室開設備品費	254,441円	2,142小学校区	545,013千円	2/3	363,342千円
[計]					2,685,106千円

[一般市町村(1,778市町村)]

事 項	単 価	箇所数	総事業額	負担率	負担額
運営委員会運営費	776,000円	1,778市町村	1,379,728,000円	1/3	459,909千円
コーディネーター(実施校区)	180,000円	7,858小学校区	1,414,440,000円	1/3	471,480千円
コーディネーター(未実施校区)	45,000円	7,858小学校区	353,610,000円	1/3	117,870千円
放課後子ども教室運営費	1,288,000円	7,858小学校区	10,121,104,000円	1/3	3,373,701千円
放課後子ども教室開設備品費	254,441円	7,858小学校区	1,999,397,378円	1/3	666,466千円
[計]					5,089,426千円

[合 計] 7,774,532千円

「放課後児童健全育成事業」（放課
後児童クラブ）関係
平成 19 年度予算（案）の概要

平成19年度「放課後子どもプラン」関係予算（案）の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

○ 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の創設

15,849百万円

各市町村において教育委員会と福祉部局が連携を図り、「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、両省連携のもと、学校の余裕教室等を活用して、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の必要な全小学校区への設置促進

15,659百万円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

① 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 13,845百万円

ア か所数の増 14,100か所 → 20,000か所

イ 補助単価等の見直し

○ 基準開設日数の設定（281日以上→250日以上）

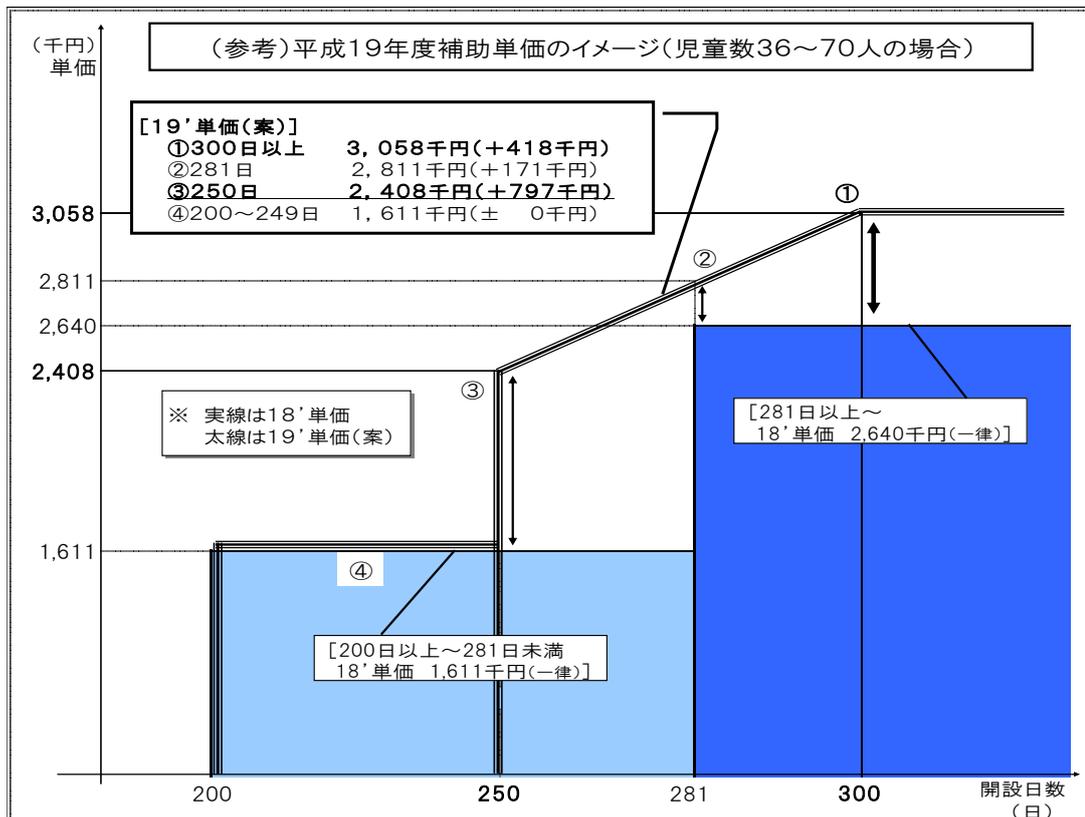
- ・ 地域によっては保護者の就労等による土曜日開所の必要性が薄れてきている状況から、開所しない場合にも標準的な補助とするよう要望が出されていること等を踏まえ、授業日、長期休業日（土曜、日曜及び祝日を除く）及びクラブ運営上必要な開所日を合わせた日数（＝250日）を基準開設日数とし、弾力化を図るとともに、250日を超えて開所するクラブについては、日数に応じ加算措置（300日を限度）を講じる。

○ 必要な開設日数の確保

- ・ 子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、補助対象の開所日数を250日以上とすることにした。このため、特例措置として認めていた200日以上250日未満開所のクラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止する。

○ 適正な人数規模への移行促進

- ・ 「放課後子どもプラン」に基づき、19年度以降余裕教室等の活用が見込まれることや、子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、適正な人数規模への移行を図るため、71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、規模の適正化（分割等）の促進を図る。



② 放課後児童クラブ創設費等 (ハード事業) 1,814百万円

ア 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】

- ・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増を図る。

イ 改修費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業〔保育環境改善等事業を名称変更〕】

- ・ 既存施設(学校の余裕教室、商店街の空き店舗等)を改修して、放課後児童クラブ室を設置する際の改修か所数の増を図る。

ウ 設備費(備品の購入等)補助の創設【放課後子ども環境整備等事業】

- ・ 既存施設(学校の余裕教室、商店街の空き店舗等)において、新たに放課後児童クラブを実施する際の冷暖房器具の設置や冷蔵庫及び調理器具等を購入する場合にも補助対象(1か所当たり1,000千円を限度)とする。

(2) 放課後子ども教室推進事業(文部科学省)との連携促進 191百万円

① 放課後子どもプラン指導員(者)研修の開催【両省で計上】

- ・ これまで事業毎に実施していた指導員(者)研修を、各都道府県等において合同で開催する。

② 放課後子どもプラン運営(推進)委員会の設置促進【文部科学省で計上】

- ・ 学校関係者や福祉関係者、地域住民等が参画し、両事業の効率的な運営方法や活動内容等を協議する委員会を市町村及び都道府県に設置する。

③ 両事業の円滑な実施や活動を促すためのコーディネーターの配置【文部科学省で計上】

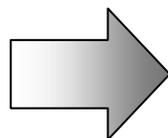
- ・ 両事業の一体的な実施に伴う調整や、活動プログラムの企画立案及び実施方法の検討等を行うコーディネーターを各小学校区に配置する。

○平成19年度・放課後児童クラブ補助単価(案)【保護者負担1/2を除いたベース】

<18年度>

【281日以上(一律)】

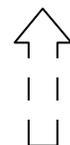
単価区分	単価	
281日	10~19人	1,131千円
	20~35人	1,683千円
	36~70人	2,640千円
	71人~	3,594千円



<19年度(案)>

【281日の場合】

単価区分	単価	(対18年度比)
281日	10~19人	1,393千円 (+262千円)
	20~35人	2,015千円 (+332千円)
	36~70人	2,811千円 (+171千円)
	71人~	3,607千円 (+13千円)



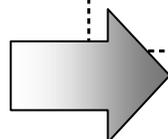
※251日以上は、250日単価に日数加算単価13千円を加算した単価を適用(加算は300日を限度)

【250日】

単価区分	単価	(対18年度比)
250日	10~19人	990千円 (+990千円)
	20~35人	1,612千円 (+1千円)
	36~70人	2,408千円 (+797千円)
	71人~	3,204千円 (+1593千円)

【200日~280日[特例分](一律)】

単価区分	単価	
200日	10~19人	-
	20~35人	1,611千円
	36~70人	1,611千円
	71人~	1,611千円



【200日~249日[特例分](一律)】

単価区分	単価	(対18年度比)
200日	10~19人	-
	20~35人	1,611千円 (+0千円)
	36~70人	1,611千円 (+0千円)
	71人~	1,611千円 (+0千円)

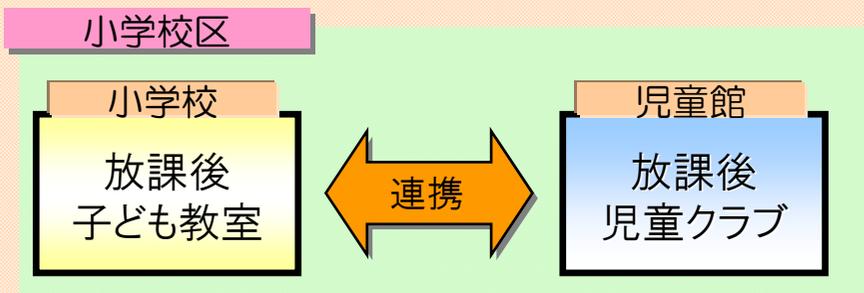
※平成19年度補助単価の見直しは、基本分のみ実施。

「放課後子どもプラン」の実施場所・実施形態の例

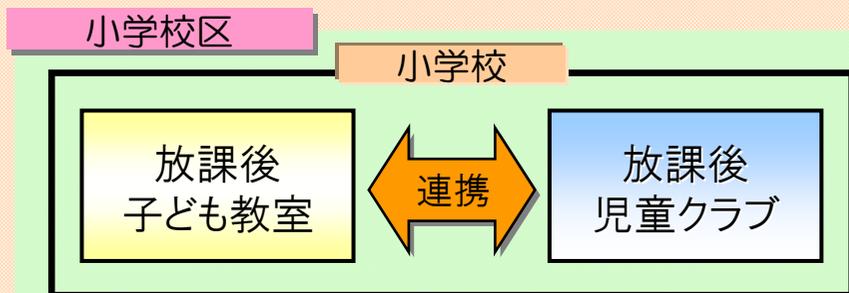
- 学校の余裕教室をはじめ、従来どおり、児童館、公民館等の社会資源の活用も図る。
- 地域の実情に応じた実施形態を幅広く認め、取組の充実を図る。主な実施例は、以下のとおり。

1. 両事業とも実施する場合

① 別々の場所（建物）で連携して実施



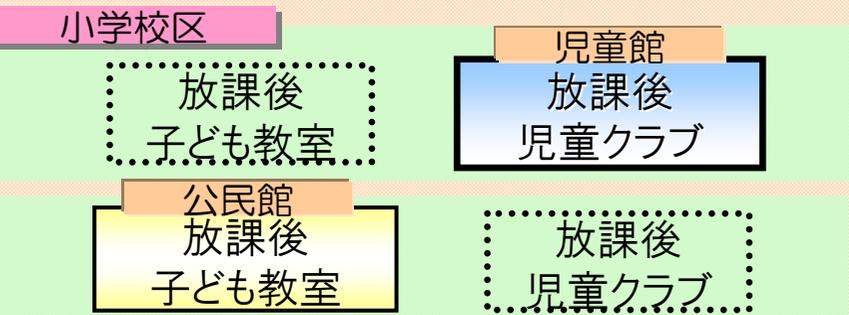
② 同じ建物内で、部屋を分けて連携して実施



③ 同じ建物内・同じ部屋で、一体的に実施



2. 片方の事業のみ実施する場合



(注) 放課後児童クラブの補助対象の可否については、実施要綱及び交付要綱の補助要件(放課後児童指導員の配置、専用スペース等の確保、必要な開設日数・開所時間の確保など)を踏まえ、個々のケースに応じて総合的に判断するものとする。

放課後子どもプラン推進事業の内容
及び申請事務手続等について

放課後子どもプランにおける補助金の流れ

放課後子どもプランにおける補助金の流れ

文部科学省・厚生労働省 (1/3負担)

「放課後子どもプラン推進事業」交付要綱

- ・[放課後子ども教室推進事業] <一般会計>
- ・[放課後児童健全育成事業] <特別会計>

「放課後子どもプラン連携推進室」(仮称)で一括処理

交付決定(交付額の確定)

都道府県 (1/3負担)

「都道府県放課後子どもプラン推進事業」交付要綱

基本的に教育委員会で一括処理

交付申請(事業実績報告)

市町村 (1/3負担)

基本的に教育委員会で一括処理

事業実施

放課後子どもプランの実施

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を

一体的あるいは連携して実施

「放課後子どもプラン推進事業」
の交付申請等に係るマニュアル

「放課後子どもプラン推進事業」の交付申請等に係るマニュアル

交付申請・交付決定にかかる手続

① 補助金実施要綱・交付要綱の発出

文部科学省・厚生労働省連名により、都道府県・指定都市・中核市へ「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（以下、「実施要綱」という。）及び「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）を発出。

② 補助金交付申請書の提出

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長は、交付要綱で定められた補助金交付申請書に関係書類を添えて、5月末日までに文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下、「担当大臣」という。）に提出する。

なお、補助金交付申請書は、「放課後子ども教室推進事業」（以下、「放課後子ども教室」という。）又は「放課後児童健全育成事業」（以下、「放課後児童クラブ」という。）のどちらの事業を実施しているかに関わらず、文部科学・厚生労働いずれかの省の「放課後子どもプラン連携推進室」（下記の提出先）に提出することとする。

③ 交付決定

「放課後子どもプラン連携推進室」において、補助金交付申請書の内容を確認し、担当大臣から都道府県知事・指定都市市長・中核市市長に交付決定通知書を発出。

④ 補助金の支出

補助金の支出の方法は両事業で異なり、それぞれの手続等は以下のとおり。

【放課後子ども教室分】

※ 放課後子ども教室分の補助金の支出は、文部科学省から都道府県・指定都市・中核市に対して、直接、行われる。

文部科学省 → 都道府県・指定都市・中核市

(a) 各都道府県・指定都市・中核市から文部科学省へ請求書を提出した後、補助金の支払いを実施。

【放課後児童クラブ分】

※ 放課後児童クラブ分については、補助金の支出事務を都道府県出納長に委任しているため、管内指定都市・中核市への補助金の支出は都道府県出納長が行う。

厚生労働省 → 都道府県出納長 → 都道府県・指定都市・中核市

(a) 交付決定通知書と併せて、厚生労働省から都道府県出納長宛に「支出負担行為について」、「支出負担行為決議書」、「交付決定通知書の写し」を発出。

(b) 厚生労働省から都道府県出納長に支払計画の示達。

(c) 都道府県出納長は、都道府県・指定都市・中核市に当該自治体分の支払いを実施。

実績報告・確定にかかる手続

⑤ 実績報告書の提出

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長は、交付要綱で定められた補助金実績報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日（又は事業完了後1か月以内のいずれか早い日）までに、担当大臣に提出する。

なお、補助金実績報告書は、補助金交付申請書の提出と同様、「放課後子ども教室推進事業」又は「放課後児童健全育成事業」のどちらの事業を実施しているかに関わらず、文部科学・厚生労働いずれかの省の「放課後子どもプラン連携推進室」（下記の提出先）に提出することとする。

⑥ 交付額の確定

「放課後子どもプラン連携推進室」において補助金実績報告書の内容を確認し、担当大臣から都道府県知事・指定都市市長・中核市市長に確定通知書を発出。

なお、放課後児童クラブ分については、これと併せて、厚生労働省から都道府県出納長に対し、「交付額の確定について」を発出。

⑦ 補助金の返還

補助金の返還が生じた場合、文部科学省又は厚生労働省から都道府県・指定都市・中核市へ納入告知書を送付。都道府県・指定都市・中核市は納入告知書の履行期限までに補助金を返還。

※ 当該マニュアルは、現段階において予定している、補助金交付申請等にかかる手続を示したものである。

<交付申請等提出先>

- 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

放課後子どもプラン連携推進室

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL 03-5253-4111（内線3260） 夜間直通03-6734-3260

fax03-6734-3281

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

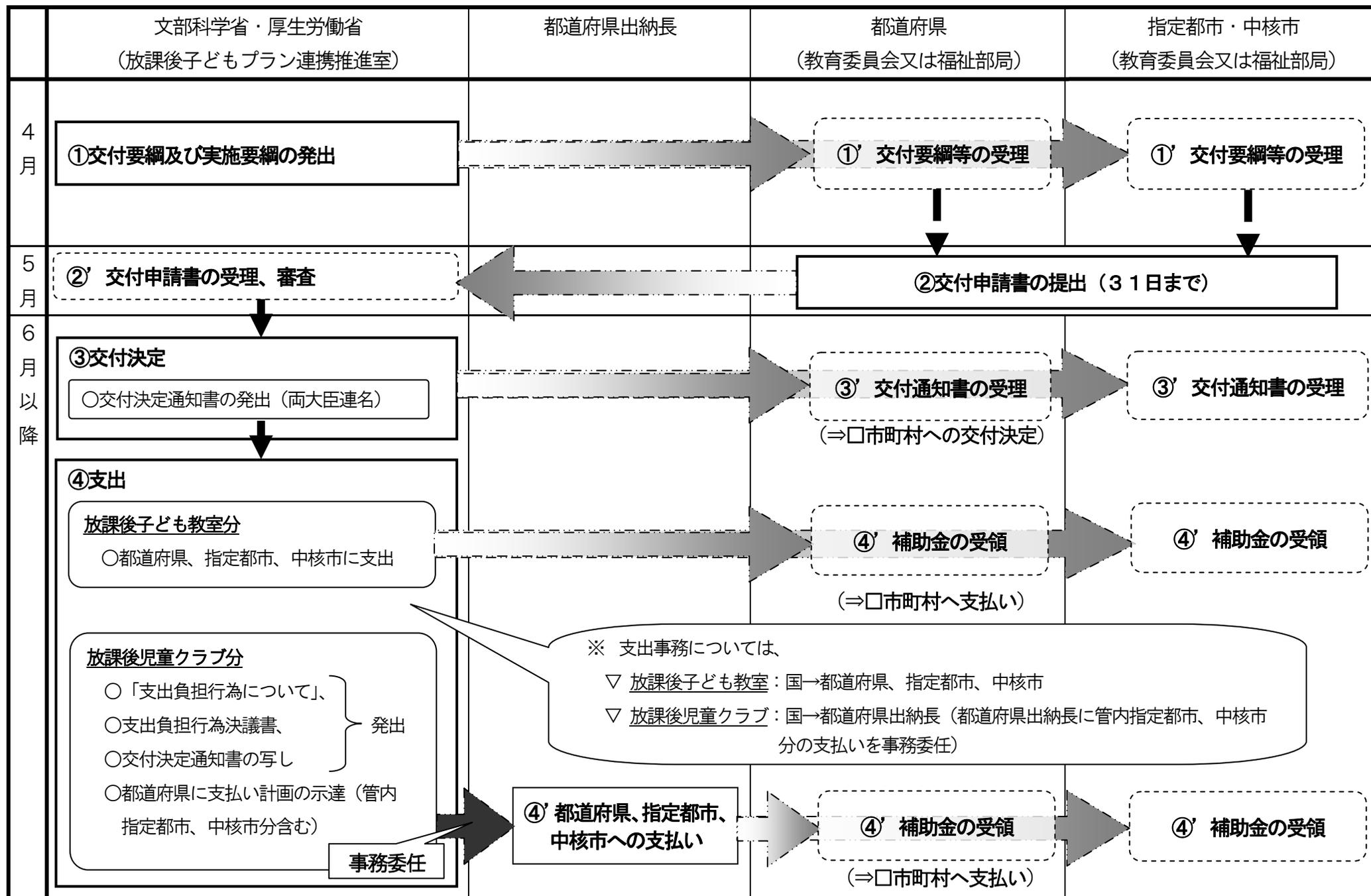
放課後子どもプラン連携推進室

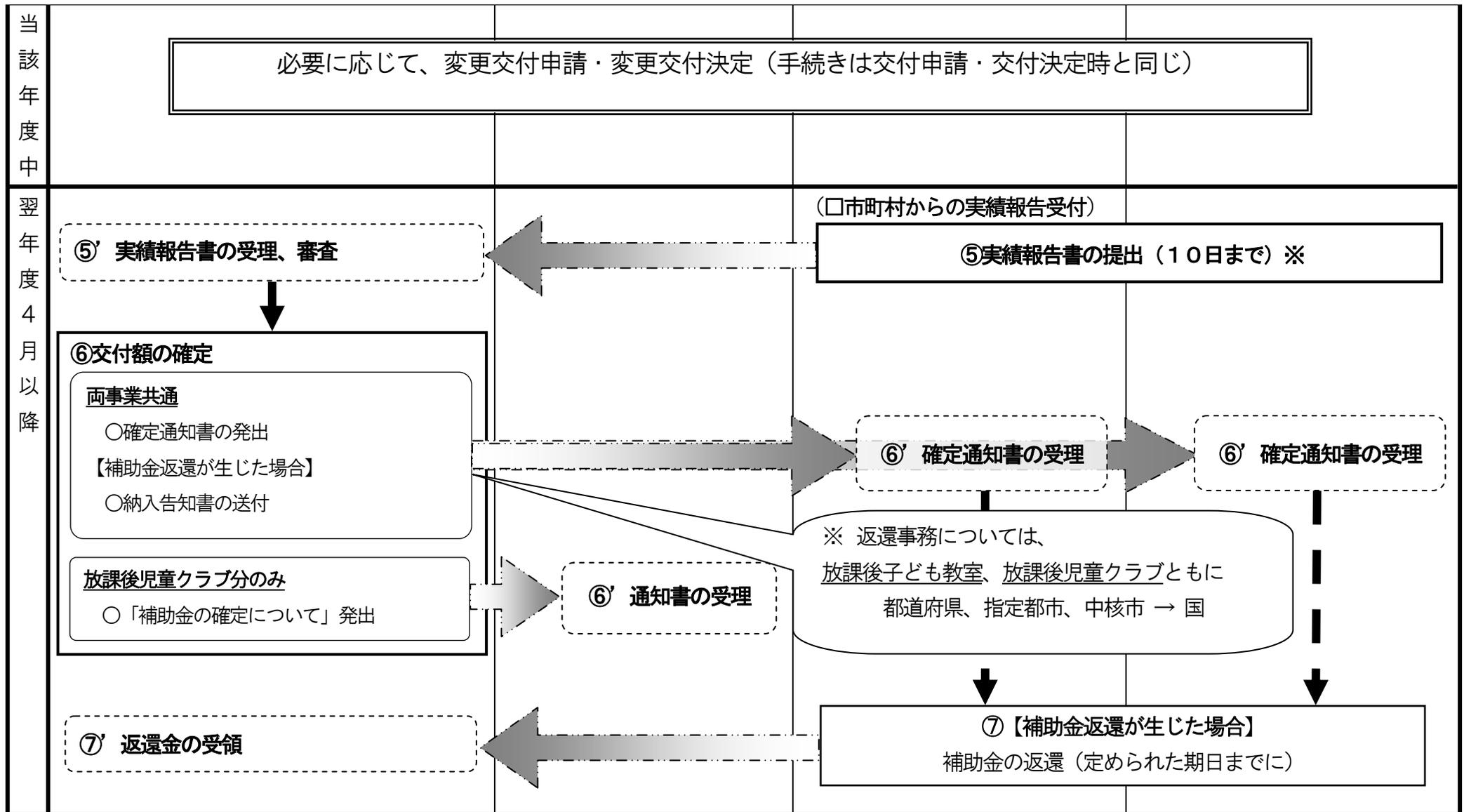
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111（内線7909） 夜間直通03-3595-2505

fax03-3595-2672

「放課後子どもプラン推進事業」 交付申請等の流れ





(注1) ①～⑦は国庫補助手続に係る事項であり、□は都道府県の市町村に対する補助手続に係る事項及び手続時期の目安を示している。(各都道府県における実際のスケジュールとは異なる場合もある。)

(注2) 実績報告書の提出期限は、翌年度の4月10日又は事業完了後1か月以内のいずれか早い日である。

(注3) 本流れ図は、現時点において予定している手続を示したものである。

「放課後子どもプラン推進事業
の実施について」(案)
[実施要綱]

(案)

※※文科生第※※号
雇児発第※※※※号
平成19年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

放課後子どもプラン推進事業の実施について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

別 紙

放課後子どもプラン推進事業実施要綱

1 目 的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

この要綱において、次の事業を放課後子どもプラン推進事業とする。

(1) 放課後子ども教室推進事業等（内容については、別添1のとおり）

- I 放課後子ども教室推進事業
- II 放課後子ども教室備品整備事業
- III 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

(2) 放課後児童健全育成事業等（内容については、別添2のとおり）

- I 放課後児童健全育成事業
- II 放課後児童子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）
- III 放課後児童クラブ支援事業
- IV 放課後児童指導員等資質向上事業

3 事業の実施方法等

各事業の実施については、別添1及び2に定めるところによるものとする。

別添1 放課後子ども教室推進事業等（別冊参照）

I 放課後子ども教室推進事業

II 放課後子ども教室備品整備事業

III 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱

I 放課後児童健全育成事業

1 趣 旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、法第34条の7の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者（以下「市町村等」という。）が行うものとする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（盲・聾・養護学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。

4 運 営

本事業の運営は、次により行うものであること。

- (1) 本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものであること。
- (2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。
- (3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。（ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。）

また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。

- (4) 本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。

なお、同じ建物内で、別添1に基づく放課後子ども教室推進事業（以下、「放課後子ども教室推進事業」という。）など、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切ら

れた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

- (5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの転換に努めること。（ただし、平成21年度までは、経過措置として1クラブ当たりの児童数が71人以上の場合も国庫補助の対象とする。）
- (6) 本事業は、法第6条の2第2項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- (7) 本事業の実施に当たっては、家庭や放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備すること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。
- (10) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。
- (11) 本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。
また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。
- (12) 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。
- (13) 市町村は、法第21条の10の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。

5 事業の内容

本事業は、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成

- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6 留意事項

- (1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としないものであること。
- (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

7 費用

- (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業（放課後児童が10人以上に限る。ただし、開設日数が200～249日の場合は、放課後児童が20人以上に限る。）に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ①市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ②政令指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

1 趣 旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 対象事業

（1）放課後児童クラブ設置促進事業

Iに基づく放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童健全育成事業」という。）を新たに実施するための施設の設置に必要な、小学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

（2）放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を新たに実施するための施設の設置に必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

（3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

4 対象事業の制限

（1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。

（2）既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。

（3）3の（1）及び（2）の事業については、1施設につき1回限りとする。ただし、既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合には、この限りでないこと。

また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。

（4）3の（3）の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。

また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。

5 費 用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

（1）市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

（2）政令指定都市及び中核市が実施する事業

Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）へのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断等を行うことにより、放課後児童クラブの円滑な事業実施に資するとともに、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合うことは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、以下の①～④の何れかの事業の実施のため放課後児童クラブへ派遣する。

① 伝承遊び等事業

お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

② 自然等体験事業

田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

③ 巡回派遣事業

障害児と健常児の関わり合いなど、放課後児童クラブを行うに当たって配慮が必要な児童への生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

④ 長期休暇派遣事業

長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業

放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、放課後子どもプランの円滑な策定・実施が図られるよう、以下の①～⑤の事業を実施する。

① 人材確保のための研修等

新たに放課後児童指導員を希望する者等に対する研修の実施、研修受講者の名簿への掲載・登録、他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施

② 地区別運営委員会の設置・開催

各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を検討する運営委員会の設置・開催

③ 広報啓発

「放課後子どもプラン」の実施に向けたリーフレットの作成などの広報活動

④ その他

その他「放課後子どもプラン」の推進に資する取組

(3) 放課後児童の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。

4 留意事項

(1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1の放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図ること。

(2) 3の(3)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。

5 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(2) 政令指定都市及び中核市が実施する事業

IV 放課後児童指導員等資質向上事業

1 趣 旨

放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人及び特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

3 研修対象者

- (1) Iに基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童指導員及び放課後児童クラブの活動に関わるボランティアなど
- (2) 別添1に基づく放課後子ども教室推進事業の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など

4 事業内容

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施。

5 留意事項

放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

6 費 用

都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

放課後子どもプラン実施支援等事業(案)

【趣 旨】

○ 原則として、すべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保等を推進するためには、放課後児童クラブ未実施市町村の早期解消を図り、必要な全小学校区で受け入れ態勢を整備する必要があることから、放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、かつ円滑なプランの策定・実施が図られるよう、以下とおり、取組促進を図るための必要な経費を補助する。

【実施主体】 市区町村

【事業内容】

- (1)新たに放課後児童指導員を希望する者や関係機関のクラブに携わる者に対する研修の実施
- (2)研修受講者を自治体名簿に掲載・登録し、必要に応じて他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施
- (3)各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を当事者で検討する「地区別運営委員会」の開催
- (4)「放課後子どもプラン」事業の実施に向けた周知を図るため、リーフレット作成等の広報啓発
- (5)その他「放課後子どもプラン」事業の連携推進に資する取組

【補助単価】

1市町村当たり年額 750千円(単価内訳)
(謝金、旅費、会議費等)

【補助か所数】

244市町村(放課後児童クラブ未実施市町村)

【補助率及び所要額】

補助率 $\frac{1}{3}$
所要額 61,000千円

(1)放課後児童指導員希望者研修会費		193千円
①講師謝金	@8,910円 × 8時間 × 2回	143千円
②講師旅費	@3,430円 × 4人 × 2回	27千円
③会場借料	@5,000円 × 2日 × 1.05 × 2回	21千円
④教材費	10部 × @100円 × 1.05 × 2回	2千円
(2)登録者見学・実習費		256千円
①協力謝金	@7,430円 × 4時間 × 2か所 × 2日	119千円
②旅費	@3,430円 × 20人 × 2日	137千円
(3)地区別運営委員会費		91千円
会議費	@300円 × 6か所 × 4回 × 12月 × 1.05	91千円
(4)広報啓発費(リーフレット等作成費)		210千円
印刷製本費	1,000部 × @200円 × 1.05	210千円

「放課後子どもプラン推進事業
の国庫補助について」(案)
[交付要綱]

(案)

※※文科生第※※号
厚生労働省発雇児第※※号
平成19年※月※日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

別 紙

放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 放課後子どもプラン推進事業費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的とする。なお、放課後児童健全育成事業等（平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2に基づく事業）については、併せて、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、以下の（1）～（7）の事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として、（1）～（3）については文部科学大臣が、（4）～（7）については厚生労働大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 放課後子ども教室推進事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅠに基づき市町村（特別区を含み、指定都市、中核市を除く。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(2) 放課後子ども教室備品整備事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(3) 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のⅢに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 放課後児童健全育成事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅠに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(5) 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅡに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(6) 放課後児童クラブ支援事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅢに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(7) 放課後児童指導員等資質向上事業

平成19年※月※日※文科生第※号、雇児発第※号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のⅣに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業及び放課後児童指導員等資質向上事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の放課後子ども教室推進事業費等及び放課後児童健全育成事業費等

について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円、市町村にあつては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 直接補助事業に係る場合

- ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「担当大臣」という。）の承認を受けなければならない。
- イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、「令」第14条第1項第2号の規定により、担当大臣が別に定める期間を経過するまでは、担当大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- ウ 担当大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式○による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

- ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件（ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。」の条件を加える。）を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「担当大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「担当大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承

認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

都道府県知事は、別紙様式○による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出するものとする。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式○による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出するものとする。

(交付の決定)

8 担当大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

9 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

取下げをしようとするときは、担当大臣が別に定める期日までにその旨を記載した書面を提出しなければならない。

(変更申請手続)

10 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(補助金の概算払)

11 担当大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

12 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して、都道府県が補助する事業

都道府県知事は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式○による報告書に關係書類を添えて、担当大臣に提出するものとする。

(2) 指定都市・中核市が行う事業

指定都市及び中核市の市長は、事業完了後、1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式○による報告書に關係書類を添えて、担当大臣に提出するものとする。

(3) (1)及び(2)の場合において、実績報告書の提出期限について担当大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定)

13 担当大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の返還)

14 担当大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により4、7、10及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ担当大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則

この要綱は平成19年 月 日から施行する。

別 表

事業名	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補助率
放課後子ども教室推進事業等	放課後子ども教室推進事業費等	1 放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）費 (1) 放課後子ども教室運営費 (2) 運営委員会経費 (3) コーディネーター経費 市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室の運営に必要な経費(当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。)	1 / 3
		2 放課後子ども教室備品整備事業費 市町村が教室の開設に必要なとする金額を積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室開設のための備品の整備に必要な経費(施設整備費に該当するものは除く。)	
	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費	3 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費 (1) 推進委員会経費 (2) コーディネーター研修経費 (3) 安全管理員等研修経費 都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業に必要な経費(当該自治体で認める会議費以外の飲食物費を除く。)	
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業費等	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 (1) 開設日数 250日以上 ① 1クラブ（年間平均児童数10～19人）当たり年額 990,000円×か所数 ② 1クラブ（年間平均児童数20～35人）当たり年額 1,612,000円×か所数 ③ 1クラブ（年間平均児童数36～70人）当たり年額 2,408,000円×か所数 ④ 1クラブ（年間平均児童数71人以上）当たり年額 3,204,000円×か所数 ⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） 13,000円×251日～300日までの250日を超える日数 ⑥ 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 309,000円×か所数 ⑦ 障害児受入推進費額（障害児を受入れる場合） 1クラブ当たり年額 687,000円×か所数 (2) 特例分（開設日数 200～249日） ① 1クラブ（年間平均児童数20人以上）当たり年額	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。)	

業 等		<p>1,611,000円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合）</p> <p>1 クラブ当たり年額</p> <p>296,000円×か所数</p>	
		<p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>1 事業当たり 7,000,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>1 事業当たり 1,000,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業</p> <p>1 事業当たり 1,000,000円</p>	放課後子ども環境整備事業に必要な経費
		<p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1) ボランティア派遣事業</p> <p>1 事業当たり年額</p> <p>441,000円×事業数</p> <p>(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業</p> <p>1 市町村当たり年額 750,000円</p> <p>(3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業</p> <p>1 市町村当たり年額 584,000円</p>	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費
	放課後児童指導員等資質向上事業費	<p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費</p> <p>都道府県、指定都市、中核市 1 か所当たり年額</p> <p>1,000,000円</p>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費

放課後子どもプラン推進事業費
補助金の補助基準額（案）

放課後子どもプラン推進事業費補助金の補助基準額(案)

(単位:千円)

放課後子ども教室推進事業等		放課後児童健全育成事業等					
運 営 費	放課後子ども教室運営費	市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後児童健全育成事業費	200日 ～249日	児童20人以上	1か所当たり	1,611
					長時間加算	1か所当たり	296
				250日	児童10～19人	1か所当たり	990
					児童20～35人	1か所当たり	1,612
					児童36～70人	1か所当たり	2,408
					児童71人以上	1か所当たり	3,204
					長時間加算	1か所当たり	309
					障害児加算	1か所当たり	687
	開設日数加算 (251日～300日)	1日当たり	13				
連 携 費	推進委員会経費	都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	ボランティア派遣事業		1市町村 1事業当たり	441	
	運営委員会経費	市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後子どもプラン実施支援等事業		1市町村当たり	750	
	コーディネーター経費	市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後児童の衛生・安全対策事業		1市町村当たり	584	
	コーディネーター研修経費	都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後児童指導員等資質向上事業		1都道府県当たり	1,000	
	安全管理員等研修経費	都道府県・指定都市・中核市が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額					
改 修 等			放課後児童クラブ設置促進事業		1か所当たり	7,000	
	放課後子ども教室備品整備事業	市町村が教室の開設に必要とする金額を積算し、文部科学大臣が認めた額	放課後児童クラブ環境改善事業		1か所当たり	1,000	
			放課後児童クラブ障害児受入促進事業		1か所当たり	1,000	

平成 19 年度児童厚生施設等整備費の国
庫補助に係る協議等について
(平成 19 年※月※※日付厚生労働省雇
用均等・児童家庭局育成環境課長通知)

各 都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成 1 9 年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について

標記については、「児童厚生施設整備費の国庫補助について」（昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知）により行っているところであるが、平成 1 9 年度整備事業の協議に当たっては、下記の事項に留意の上、別紙様式の整備計画協議書を提出されたい。

記

1. 平成 1 9 年度改正内容について

- (1) 国庫補助基準単価について、公共工事コスト縮減の実績や建設単価の動向等を総合的に勘案し、対前年度 1. 7 % 減の単価改定を行うこととし、改定後の国庫補助基準単価は、別紙のとおりであること。
なお、平成 1 9 年度においても、前年度からの継続事業にかかる補助基準単価については、前年度の国庫補助基準単価を適用して差し支えないので留意されたい。
- (2) 地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市に大都市特例を適用し、指定都市と同様の取扱いとすること。
- (3) 『「放課後子どもプラン」の推進について』（平成 1 9 年 ※ 月 ※ 日 1 9 文科生第 ※ ※ ※ 号・雇児発第 ※ ※ ※ 号）を踏まえ、放課後児童クラブ室の整備方針の見直しを行うこと。

2. 19年度基本的整備方針について

(1) 小型児童館、児童センターの基本的整備方針

限られた財源を効率的かつ有効な活用や地域における児童館等の役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

- ① 未設置市町村における創設整備や都道府県、市町村が計画的に行う創設整備
- ② 他の社会福祉施設等との合築等の複合的整備
- ③ 施設の耐震化を促進する等、利用者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備
- ④ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備
- ⑤ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑥ 開館日及び開館時間帯が、乳幼児、年長児童等を含む利用者の需要に応じ、適切かつ柔軟に設定されていること。
- ⑦ 地域の子育て支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て家庭支援体制の充実を図ること。
- ⑧ 放課後児童健全育成事業を実施するための放課後児童クラブ室を設置すること。
- ⑨ 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施すること。
- ⑩ 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、年長児童用設備整備の促進及び中・高校生等の活動のための創作活動室の設置を図ること。
- ⑪ 異年齢児交流など地域との交流に資するためのスペースの確保を図ること。

(2) 放課後児童クラブ室（単独設置分）の基本的整備方針

限られた財源を効率的かつ有効な活用や放課後児童クラブの役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

- ① 「放課後子どもプラン」に基づき、未設置市町村における整備や都道府県、市町村が計画的に行う創設整備
- ② 小学校の敷地（校庭等）内に整備を図るもの
- ③ 他の社会福祉施設等（児童厚生施設を除く）との合築等の複合的整備
- ④ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑤ 学校の長期休暇等や開設時間を考慮して、適切な開所が設定されている施設
- ⑥ 障害児の受け入れを積極的に行う施設
- ⑦ 近隣の児童館等との連携を図るなど、工夫を行う施設

なお、1クラブ当たりの児童数が71人以上となる施設については、国庫補助の対象外とするので、当該施設を既に計画している場合には、2クラブ分（1クラブ当たりの児童数が70人以下）として協議されたい。

3. 大規模修繕について

大規模修繕を行う際の対象事業、補助基準等については、「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」（平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知）によるものであるが、耐震化のための補強工事を行う場合も補助対象となるものであること。

4. 整備計画協議書について

整備計画協議書については、別紙様式1～8のとおりとする。

なお、様式8については、平成19年度国庫補助協議の有無に関わらず、提出をお願いします。

5. 協議対象施設の選定について

2の基本的整備方針、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）」等を踏まえ、協議対象施設を選定されたい。

① 選定基準

次の基準に照らして十分な審査を行った上で、協議対象施設を選定されたい。

ア 実態把握に基づく施設整備計画

施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であること。

イ 関係市町村との調整

都道府県においては、市町村長の意見を聴取するなど関係市町村との調整が十分行われていること。

なお、新たに施設を創設する整備については、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。

ウ 用地確保状況の把握

契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。

エ 社会福祉法人の適格性

社会福祉法人が設置する施設においては、社会福祉法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

オ 民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと。

② 選定手続き

ア 審査及び公表

(ア) 国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること。

(イ) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること。

公表は、設置主体（市町村又は社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者も公表すること。

また、設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表すること。

イ 社会福祉法人の審査

(ア) 法人審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により、審査を行うこと。

(イ) 法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと。

特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと。

(ウ) 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人の設立と同様、厳格な審査を行うこと。

ウ 並行審査

社会福祉法人の設立を伴う国庫補助協議については、各都道府県市が行う法人審査及び独立行政法人福祉医療機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしている。

このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は独立行政法人福祉医療機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、内示を行わないこととしているので十分留意されたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構融資の取り扱いについては、別途、通知することとしている。

6 その他の留意事項

- (1) 社会福祉法人からの不誠実な申請等により施設整備費補助金を過大に受給するという事件が発生していることに鑑み、法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費等が過大に積算されていないか等についての、厳密な審査を行われたいこと。
- (2) 国庫補助協議施設の整備計画が2か年にわたる事業の場合は全体計画と当該年度計画について、また、他の施設と合築を行う場合は全体計画と当該整備計画について協議されたい。
- (3) 整備計画協議書の内容についての変更は、特段の事情がない場合、認めないので、十分精査の上、協議されたい。

7. 協議書の提出等について

別紙様式による整備計画協議書の提出については、平成19年 月 日()
必着とし、ヒアリングについては引き続き行わない予定である。

なお、都道府県、指定都市及び中核市において、特に当方に対してのヒアリングが必要と思われる事業がある場合は、下記に連絡の上、別途、日程調整を行われたい。

連絡先

雇用均等・児童家庭局

育成環境課 予算係 竹中、中西

TEL 03-5253-1111 (内7907)

FAX 03-3595-2672

(別紙)

平成19年度 児童厚生施設等整備補助基準額等(案)

〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉

種 別		基準額	
小型児童館	クラブ室設置	33,093 千円	
	クラブ室未設置	29,112 千円	
都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2㎡以上)		21,833 千円	
児童センター	クラブ室設置	48,847 千円	
	クラブ室未設置	44,866 千円	
大型児童センター	クラブ室設置	66,497 千円	
	クラブ室未設置	62,516 千円	
大型児童館A型	1㎡当たり	356,800 円	
大型児童館B型		535,414 千円	
初度設備相当加算	児童館・児童センター	初度設備相当加算	2,469 千円
		年長児童用加算	1,993 千円
	大型児童センター	4,462 千円	
	大型児童館	100,389 千円	
年長児童用加算		4,462 千円	
移動型児童館用車両整備加算(大型児童館)		3,682 千円	

〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉

拡張単価	1㎡当たり	124,900 円
------	-------	-----------

〈放課後児童クラブ室(単独設置分)創設施設整備国庫補助基準単価〉

放課後児童クラブ室(単独設置分)	12,500 千円
------------------	-----------

放課後子どもプラン連携推進室の
設置について

平成19年1月31日(水)
文部科学省・厚生労働省
記者発表資料

放課後子どもプラン連携推進室の設置について

1. 趣旨

原則としてすべての小学校区で放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」の効果的な推進を目的として、文部科学省と厚生労働省の連携を強化するために、両省（文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課）にそれぞれ「放課後子どもプラン連携推進室」を設置する。

2. 業務内容

- (1) 放課後子どもプランに関する企画立案。
- (2) 放課後子どもプランに関する関係省庁等との連絡調整。
- (3) 放課後子どもプランに関する予算要求、補助金の執行に関する事務。
- (4) 放課後子どもプランに関する国民、地方公共団体等への情報提供及び照会に対する対応。

3. 放課後子どもプラン連携推進室の体制整備について

電話回線の共用化を図るなど放課後子どもプラン連携推進室の機能を整備し、国民や地方公共団体へのワンストップ・サービスの充実に努める。

4. 放課後子どもプラン連携推進室連絡先

TEL 03-6734-3260 / 03-3595-2505
FAX 03-6734-3281 / 03-3595-2672

5. 設置予定年月日

平成19年2月1日

その他 参考資料

放課後子どもプラン関連

平成 19 年度「放課後子どもプラン」
実施意向調査の状況

「放課後子どもプラン」平成19年度実施意向調査の状況 (文科・厚労両省合同調査 指定都市・中核市・市町村(都道府県別))

平成18年12月28日現在

No	都道府県	小学校区数	放課後子ども教室実施		放課後児童クラブ実施	
			予定箇所数	実施予定率	予定箇所数	実施予定率
1	北海道	1,052	113	10.7%	521	49.5%
2	青森県	324	78	24.1%	211	65.1%
3	岩手県	435	148	34.0%	233	53.6%
4	宮城県	334	27	8.1%	183	54.8%
5	秋田県	241	100	41.5%	155	64.3%
6	山形県	351	100	28.5%	173	49.3%
7	福島県	412	117	28.4%	236	57.3%
8	茨城県	577	76	13.2%	490	84.9%
9	栃木県	360	48	13.3%	295	81.9%
10	群馬県	346	85	24.6%	297	85.8%
11	埼玉県	693	184	26.6%	655	94.5%
12	千葉県	679	74	10.9%	496	73.0%
13	東京都	1,329	429	32.3%	1,437	108.1%
14	神奈川県	294	31	10.5%	357	121.4%
15	新潟県	457	54	11.8%	250	54.7%
16	富山県	143	116	81.1%	103	72.0%
17	石川県	177	32	18.1%	139	78.5%
18	福井県	213	167	78.4%	187	87.8%
19	山梨県	216	57	26.4%	183	84.7%
20	長野県	341	58	17.0%	288	84.5%
21	岐阜県	343	37	10.8%	250	72.9%
22	静岡県	340	36	10.6%	274	80.6%
23	愛知県	544	111	20.4%	488	89.7%
24	三重県	437	38	8.7%	206	47.1%
25	滋賀県	235	40	17.0%	195	83.0%
26	京都府	253	85	33.6%	217	85.8%
27	大阪府	536	363	67.7%	521	97.2%
28	兵庫県	582	246	42.3%	445	76.5%
29	奈良県	177	35	19.8%	146	82.5%
30	和歌山県	252	79	31.3%	72	28.6%
31	鳥取県	168	26	15.5%	120	71.4%
32	島根県	262	109	41.6%	149	56.9%
33	岡山県	282	82	29.1%	155	55.0%
34	広島県	377	80	21.2%	229	60.7%
35	山口県	297	108	36.4%	249	83.8%
36	徳島県	271	45	16.6%	117	43.2%
37	香川県	142	15	10.6%	119	83.8%
38	愛媛県	301	38	12.6%	119	39.5%
39	高知県	267	40	15.0%	68	25.5%
40	福岡県	493	102	20.7%	394	79.9%
41	佐賀県	193	93	48.2%	165	85.5%
42	長崎県	329	114	34.7%	165	50.2%
43	熊本県	378	36	9.5%	223	59.0%
44	大分県	299	83	27.8%	147	49.2%
45	宮崎県	231	30	13.0%	159	68.8%
46	鹿児島県	522	40	7.7%	190	36.4%
47	沖縄県	280	170	60.7%	212	75.7%
都道府県計		17,765	4,375	24.1%	12,683	71.4%

No	指定都市・中核市	小学校区数	放課後子ども教室実施		放課後児童クラブ実施	
			予定箇所数	実施予定率	予定箇所数	実施予定率
48	札幌市	209	0	0.0%	204	97.6%
49	仙台市	126	0	0.0%	115	91.3%
50	千葉市	121	120	99.2%	117	96.7%
51	さいたま市	100	13	13.0%	131	131.0%
52	横浜市	349	349	100.0%	207	59.3%
53	川崎市	114	0	0.0%	125	109.6%
54	新潟市	115	25	21.7%	85	73.9%
55	静岡市	86	0	0.0%	67	77.9%
56	浜松市	114	5	4.4%	78	68.4%
57	名古屋市	260	242	93.1%	209	80.4%
58	京都市	186	179	96.2%	135	72.6%
59	大阪市	303	297	98.0%	191	63.0%
60	堺市	95	41	43.2%	92	96.8%
61	神戸市	169	10	5.9%	179	105.9%
62	広島市	140	0	0.0%	145	103.6%
63	北九州市	133	10	7.5%	127	95.5%
64	福岡市	145	0	0.0%	146	100.7%
指定都市計		2,765	1,291	46.7%	2,353	85.1%
65	函館市	48	6	12.5%	32	66.7%
66	旭川市	56	3	5.4%	40	71.4%
67	青森市	54	18	33.3%	33	61.1%
68	秋田市	48	38	79.2%	26	54.2%
69	郡山市	62	1	1.6%	29	46.8%
70	いわき市	77	7	9.1%	36	46.8%
71	宇都宮市	59	5	8.5%	57	96.6%
72	川越市	33	0	0.0%	33	100.0%
73	船橋市	55	0	0.0%	55	100.0%
74	横須賀市	48	7	14.6%	43	89.6%
75	相模原市	65	0	0.0%	62	95.4%
76	富山市	67	47	70.1%	69	103.0%
77	金沢市	59	0	0.0%	72	122.0%
78	長野市	56	8	14.3%	62	110.7%
79	岐阜市	49	18	36.7%	48	98.0%
80	豊橋市	52	6	11.5%	48	92.3%
81	岡崎市	50	0	0.0%	32	64.0%
82	豊田市	76	0	0.0%	50	65.8%
83	高槻市	41	2	4.9%	44	107.3%
84	東大阪市	54	60	111.1%	56	103.7%
85	姫路市	71	0	0.0%	64	90.1%
86	奈良市	48	5	10.4%	42	87.5%
87	和歌山市	56	17	30.4%	55	98.2%
88	岡山市	88	46	52.3%	79	89.8%
89	倉敷市	63	0	0.0%	61	96.8%
90	福山市	80	50	62.5%	76	95.0%
91	下関市	55	25	45.5%	63	114.5%
92	高松市	57	25	43.9%	44	77.2%
93	松山市	62	13	21.0%	45	72.6%
94	高知市	41	8	19.5%	46	112.2%
95	長崎市	77	27	35.1%	55	71.4%
96	熊本市	81	0	0.0%	72	88.9%
97	大分市	62	0	0.0%	51	82.3%
98	宮崎市	47	11	23.4%	45	95.7%
99	鹿児島市	80	0	0.0%	70	87.5%
中核市計		2,077	453	21.8%	1,795	86.4%
合計		22,607	6,119	26.6%	16,831	74.5%

注1:小学校区については、学校基本調査 平成18年5月1日速報値を使用

注2:実施率は、小学校区数に対する実施予定箇所数の割合

「放課後子どもプラン」に係る
閣議決定等について

「放課後子どもプラン」に係る閣議決定等について

■ 再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間取りまとめ）（抄）

（平成18年5月30日 再チャレンジ推進会議）

1. 再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の仕組みの構築（人生の複線化）
2. 個別の再チャレンジ支援策
 - (2) 新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援
 - ②子どものチャレンジ支援
（親・保護者の経済環境が子どもの就学・就労に影響されないようにする等、子どものチャレンジを支援）
 - 地域や学校教育における子どもへの学習支援
 - ・ 地域の大人（教職を目指す大学生や退職教員等）の協力を得て、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに放課後や週末等に地域の中で安全・安心に学習できる機会を提供する。

■ 新しい少子化対策について（抄）（平成18年6月20日 少子化社会対策会議決定）

2 新たな少子化対策の推進

(1) 子育て支援策

Ⅲ 小学生期

放課後時間を有意義に過ごすことができるとともに、登下校時等の安全を確保する。

① 全小学校区における「放課後子どもプラン」（仮称）の推進

■ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成18年7月7日 閣議決定）

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

2. 再チャレンジ支援

- (2) 個別の事情に応じた再チャレンジ支援（新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援）
放課後や週末等における地域の中での学習機会の提供、児童養護施設等の子どもに対する就学・就労等の支度費の充実等、子どもを支援する。

3. 総合的な少子化対策の推進

「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進にあわせ、以下の考え方を踏まえつつ策定された「新しい少子化対策について」に基づき、妊娠・出産から高校・大学生時まで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策、働き方の改革、家族・地域の絆の再生や社会全体の意識改革のための国民運動等の少子化対策を強力に推進する。

①子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援する。

②すべての子育て家庭を支援し、在宅育児や放課後対策も含め地域の子育て支援を充実する。

（中略）

少子化対策は国の基本にかかわる最重要政策課題であるとの認識の下、関係府省が連携して諸施策の具体化を図り、推進する。

4. 生活におけるリスクへの対処（治安対策、犯罪被害者施策等）

子どもをとりまく環境の安全を確保し、また子どもを非行から守るため、「犯罪から子どもを守るための対策」や「子ども安全・安心加速化プラン」に基づき、学校や登下校時の安全の確保、犯罪を起こしにくい環境の整備、再犯の防止対策等を進めるとともに、官民連携による地域防犯活動や子どもの健全な育成に向けた取組を促進する。

5. 豊かな生活に向けた環境整備

他者への思いやりや命を大切に教育及び長期宿泊体験などの体験活動の充実、学校、家庭、地域の教育力の強化、不登校等や「キレル」言動への対応、発達障害を含む障害のある子どもへの教育的支援等の取組を進める。

■ 第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（抄）

（平成19年1月26日）

教育再生は内閣の最重要課題です。現在、いじめや子どもの自殺を始めとして、子どもたちのモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下といった問題が指摘されています。公共の精神や自律の精神、自分たちが生まれ育った地域や国に対する愛着愛情、道徳心、そういった価値観を今までおろそかにしてきたのではないのでしょうか。こうした価値観を、しっかりと子どもたちに教えていくことこそ、日本の将来にとって極めて重要であると考えます。

教育再生会議における議論を深め、社会総がかりで、教育の基本にさかのぼった改革を推進し、「教育新時代」を開いてまいります。

（略）

いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識を持ち、教育現場においていじめ問題に正面から立ち向かうことを徹底します。いじめの早期発見、早期対応に努めるとともに、夜間、休日でも子どもの悩みや不安を受け止めることのできる電話相談を全国で実施します。放課後に子どもたちが自由に学び、遊んだり、地域の人たちとも触れ合うことができるよう「放課後子どもプラン」を全国で展開します。

（略）

■ 社会総がかりで教育再生を（教育再生会議・第一次報告）（抄）

（平成19年1月24日）

<「社会総がかり」での全国民的な参画>

7. 「社会総がかり」で子供の教育にあたる

（2）地域社会の対応 ―学校を開放し、地域全体で子供を育てる―

【放課後子どもプランの全国展開、地域リーダー（教育コーディネーター）の活用】

○ 「放課後子どもプラン」（注）は、異年齢交流や集団活動により、子供を心豊かにたくましく育てるための「根っこ」となるものであり、学習意欲と学力・体力・創造力の向上に資するところも大である。さらに、地域の生活環境の改善、地域活性化の起爆剤ともなるものである。

本事業においては、学校のほか自治体、スポーツ団体、ボランティア、地元企業等が連携して、多様なプロジェクト（地域の祭りなどの伝統・文化活動、スポーツ活動、演劇などの芸術活動、自然体験活動など）に取り組む。そうすることで、家庭や学校とは異なる子供たちの「居場所」を確保し、様々な体験を通して、地域社会と交流を深め、対人関係能力の向上を図る。省庁の縦割りを排して現場中心の取組とするため、地域リーダーの協力を得て、実効ある実施体制を設けるなど、各自治体が責任をもって取り組む。

次世代育成支援対策に関する提言
— 抜粋 —

(平成 18 年 5 月 16 日)

次世代育成支援対策に関する提言（抜粋）

平成18年5月16日 全国知事会

次世代育成支援対策として実施すべき施策

1. 社会保障給付費における児童・家庭関係給付の充実

(2) すべての親子を対象とした子育て支援サービスの充実を図る。

ア. 多様な保育サービスや放課後児童クラブ、つどいの広場や地域子育て支援センターなど、子育て支援サービスの充実を図るための予算を大幅に増やすこと。

イ. 放課後児童クラブの運営の基準づくりなど、子育て支援サービスの質の向上のための施策を行うこと。

ウ. 保育所と幼稚園、放課後児童クラブとすべての小学生を対象とした地域子ども教室など、福祉施策と教育施策とで対象者が重なっており、地域の実情に応じて総合的な施策の展開が図れるよう見直しを行うこと。また、子育て支援の施設と高齢者や障害者の施設の複合化を推進すること。

文部科学省と厚生労働省の放課後対
策事業の連携 (平成18年5月9日)

文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携 －「放課後子どもプラン」(仮称)の創設－

事業連携の基本的な方向性

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携の下に、「地域子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」(仮称)を創設する。
- 教育委員会が主導することにより、学校が従来より積極的に関わることが期待される。
- 各市町村では、校長又は教頭がメンバーとして参画する同プランの事業運営組織を設ける。
- 同プランはできる限り、小学校内で実施することとする。
当面、児童館や公民館等、小学校以外で実施する場合も認めるが、将来的には小学校内での実施に努めることとする。
- 同プランは、福祉部局職員、教職を目指す大学生、退職教員、地域のボランティア等を活用することとする。また、これらの者と学校の教職員間での情報交換等、十分な連携に配慮するものとする。

今後の進め方

- 具体的な連携方策、予算措置、推進体制等については、平成19年度概算要求時までに関省間において検討する。

「地域子ども教室推進事業」と「放
課後児童健全育成事業」の連携及び
両事業の推進に当たっての学校との
連携について

(平成18年2月10日文部科省・厚生労働省通知)

17文科生第595号
雇児発第0210002号
平成18年2月10日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長 殿
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び
両事業の推進に当たっての学校との連携について

近年の急激な少子化や核家族化の進行に伴い、放課後等における児童・生徒の安全な活動の場や多様な活動の実施が強く求められているところです。

このような中、文部科学省においては、地域住民の協力の下、希望する子どもたちに様々な体験活動や交流活動を提供する「地域子ども教室推進事業」（以下「地域子ども教室」という。）を、厚生労働省においては、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施しているところです。

貴職におかれましては、地域で健やかな子どもを育む環境充実の観点から、これらの事業の円滑な実施のため、下記の点について管内・域内の市町村、市町村教育委員会に対して周知を図るとともに、より一層のご配慮をお願いいたします。

記

1 地域子ども教室と放課後児童クラブの連携について

これらの事業を実施する場合において、事業関係者は、様々な体験活動を充実するため、例えば、このような活動を担う人材の確保や、両事業の活動の実施について共同で検討するなど、効果的、効率的な運用に努めること。

2 余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用について

地域子ども教室や放課後児童クラブの実施に当たっては、これらの事業が各地域において円滑に実施されるよう、余裕教室をはじめとする学校諸施設の積極的な活用に努めること。

特に、参加する児童・生徒がおおむね当該学校の児童・生徒であることも勘案し、怪我等が発生した場合の保健室や雨天時の体育館等の使用等、学校の諸施設の弾力的な使用に努めること。

3 学校との連携・協力について

地域子ども教室や放課後児童クラブの実施に当たっては、事業に参加する子どもの様子や行動などについて、例えば、これらの事業関係者と学校の教職員間で情報交換するなど、子どもの様子の変化や健康状態等を相互に把握し合い、早期に対応するよう連携・協力を努めること。

また、特に、子どもの安全確保を図るため、例えば、学校の時間割について情報交換を行うとともに、学校行事や特別な事情により下校時刻の変更が生じた場合は、その旨情報交換を行うなどにより、子どもたちの下校時刻を把握するなど、学校との連携・協力を努めること。

地域子ども教室関連

地域子ども教室推進事業について

地域子ども教室推進事業

1. 創設の経緯及び趣旨

子どもたちに関わる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等の緊急的課題に対応し、未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、平成16年度から「地域子ども教室推進事業」を開始。

具体的には、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するものである。

2. 内容

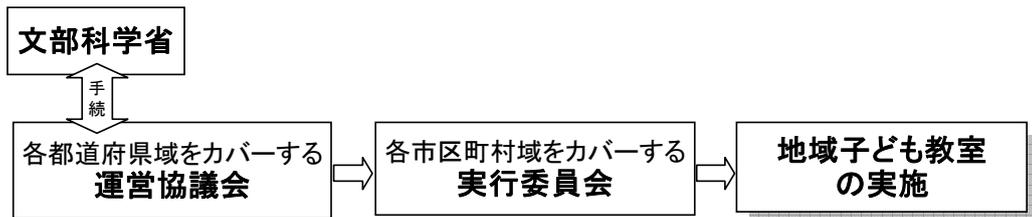
(1)「地域子ども教室推進事業」の根拠

委託事業としての予算措置

(2)「地域子ども教室推進事業」の実施主体

運営協議会（実行委員会）形式による実施

(3)「地域子ども教室推進事業」の運営の仕組み



※各都道府県域の中には、政令指定都市を含む。

(4)「地域子ども教室推進事業」の費用負担の割合

国（10／10）

(5)「地域子ども教室推進事業」に係る予算の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	7,000百万円	8,762百万円	6,644百万円

(6)「地域子ども教室推進事業」の実施箇所数の推移（全国）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度（7月末現在）
実施箇所数	5,321カ所	7,954カ所	8,318カ所

(7)「地域子ども教室推進事業」の利用児童数の推移（全国）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
利用児童数	9,649,644人	24,868,712人	21,171,466人

地域子ども教室推進事業

平成16年度～18年度 緊急3カ年計画

H18予算額 6,644百万円

- 学校の余裕教室や校庭等を活用し、子どもたちの安全で安心な活動拠点（居場所）づくりを支援
- 放課後や週末において、子どもたちがスポーツや文化活動等の様々な活動を実施

“地域の大人たち”が協力

〔活動例〕

- ◎お手玉やめんこなどの「昔遊び」
- ◎図工、折り紙、読み聞かせなどの「文化活動」
- ◎野球やサッカーなどの「スポーツ」
- ◎パソコンなどの操作等を教え合う など



	H16年度	H17年度	H18年度(7月末現在)
実施箇所数	5,321ヶ所	7,954ヶ所	8,318ヶ所
参加した子どもたち(延べ数)	約 965万人	約2,490万人	約2,110万人
参加した地域の大人たち(延べ数)	約 171万人	約 382万人	約 383万人

地域における子ども活動拠点づくりの定着促進(新規) <H18予算額:73百万円(6,644百万円の内数)>

対象者

「地域子ども教室」の実施にあたって、中核的な役割を担っている者

- ・コーディネーター
- ・安全管理員
- ・ボランティアなど

具体的な方法

各都道府県で次のような研修会を実施

- 各課題(安全、人材確保、活動プログラム、連携方策など)に関する研究協議会
- ポスターやパネルによる相互の活動報告及び情報交換会

関係者相互の情報交換とネットワークづくりを促進することにより、**地域独自の取組として定着し、継続した実施を促進**

地域子ども教室（放課後子ども教室）の活動メニュー一例

体験の場

○地域独自の伝統文化活動やスポーツ活動等の実施

《活動例》

茶道、書道、伝統芸能等（三味線、和太鼓、陶芸体験）、
野球、サッカー、ゲートボール、ダンス、農業体験 等

交流の場

○地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動を実施

《活動例》

様々な活動を通じた、
・ 地域の高齢者等、地域住民との異世代交流
・ 学年の違う子どもとの異年齢交流 等

学びの場

○地域の退職教員や大学生等の協力を得て、予習や復習、 補習等の学習活動を実施

《活動例》

宿題、英会話、科学実験、郷土史、IT関係 等

その他

○室内での多様な活動の実施や地域活動への参加

《活動例》

昔遊び、読み聞かせ（絵本、紙芝居）、自由遊び、地域行事
（お祭り）への参加、地域清掃ボランティア活動 等

「地域子ども教室推進事業」の実施状況

	申請年度	予算	実施状況
金額	H16年度	7,000,150千円	6,552,155千円
	H17年度	8,762,498千円	9,138,189千円
	H18年度	6,644,116千円	6,537,240千円
実施ヶ所数	H16年度	4,000カ所	5,321カ所
	H17年度	8,000カ所	7,954カ所
	H18年度	10,000カ所	8,318カ所

主な子ども教室の実施場所

申請年度	小学校	中学校	公民館	児童館	その他	合計
H16年度	2,430	224	1,138	97	1,432	5,321
H17年度	3,692	336	1,944	153	1,829	7,954
H18年度	4,345	314	1,892	161	1,606	8,318

(その他 … 集会所、文化センター、公園、体育館、図書館、博物館など)

子ども教室の開催日実績

申請年度	平日放課後 + 土日	平日放課後のみ	土日のみ	合計
H16年度	2,456	798	2,067	5,321
H17年度	4,079	1,025	2,850	7,954
H18年度	4,689	1,040	2,589	8,318

主な子ども教室の取組内容

読み聞かせ、囲碁・将棋、めんこ・お手玉・竹馬・紙芝居などの昔遊び(作成含む)、手芸、陶芸、工作、料理、英会話、科学教室、お茶(茶道)、生け花、折り紙、野球・サッカーなどのスポーツ教室、ネイチャーゲームなどの自然体験、鬼ごっこ、缶蹴り、など

地域子ども教室の参加(子ども)状況

申請年度	年間地域子ども教室参加者(述べ人数)		
		1教室当りの年間平均参加者数(人)	
		1回当りの参加者数(人)	
H16年度	9,649,644	1,814	29.5
H17年度	24,868,712	3,127	42.5
H18年度	21,171,466	2,545	32.5

安全管理員、活動アドバイザーの参加状況 ※()内は内数で無償ボランティアの数

申請年度	年間安全管理員、活動アドバイザー参加者数(延べ数)					
		1教室当りの年間平均参加者数(人)				
		1回当りの参加者数(人)				
H16年度	1,705,179	(625338)	320	(118)	5.2	(1.9)
H17年度	3,823,209	(1697862)	481	(213)	6.5	(2.9)
H18年度	3,842,891	(1597901)	312	(133)	4.0	(1.7)

※H16は実績、H17・H18は共に申請データを基にしている。

平成 18 年度都道府県・政令市別
団体開催場所一覧

平成18年度都道府県・政令市別 団体開催場所一覧

No	都道府県名	市区町村名	(社)全国子ども 会連合会	(財)ボーイスカ ウト日本連盟	(社)ガールスカ ウト日本連盟	NPO法人自然 体験活動推進 協議会(CONE)	(財)青少年野 外教育財団	(財)日本レクリ エーション協会	(財)日本体育 協会	(社)全国公民 館連合会	(財)さわやか福 祉財団	(財)日本博物 館協会	(独)国立科学 博物館	(財)日本視聴 覚教育協会	NPO法人 NPO 推進ネット	学校と地域の融 合教育研究会	(財)五井平和 財団	(財)音楽文化創 造	(財)日本ゲー トボール連合	箇所別合計	
11	埼玉	実施市区町村数			2	2	2	1	13	3				2	14		1	3	16	60	
	埼玉	ふじみ野市																	1	1	
		桶川市			1																1
		加須市														2					2
		狭山市			1																1
		熊谷市																	1		1
		鴻巣市																		1	1
		坂戸市														2				2	4
		志木市								1										1	2
		春日部市																	1		1
		所沢市					1				1					3				1	6
		松伏町																			1
		新座市																			1
		深谷市																		2	2
		神川町													1						1
		杉戸町																		1	1
		川越市														1					1
		川口市												1	1	1				1	4
		草加市									1										1
		秩父郡長瀬町					1														1
		秩父市						1													1
		朝霞市														1					1
		鶴ヶ島市								12						2					14
		東松山市																		1	1
		入間市														2			1		3
		飯能市						1													1
		富士見市																		1	1
		北本市							1												1
	本庄市																1			1	
	蓮田市									1										2	
	蕨市																		1	1	
12	千葉	実施市区町村数	1	9	9	9		7	3			2	2	2	15	7	2	5		73	
	千葉	旭市				1														1	
		浦安市													1					1	
		栄町										1								1	
		我孫子市					1								1					2	
		鎌ヶ谷市	1						1									1			3
		鴨川市					2														2
		館山市			1		1												1		3
		君津市															4				4
		佐原市			1																1
		佐倉市			1	1	1			1						1	1				6
		四街道市							1							1	1				3
		市原市			1													1	2		4
		市川市			1								1	1	2						5
		酒々井町													1						1
		習志野市				1			1								1				3
		松戸市				1										1					2
		船橋市			1	1	1		1						3				2		9
		袖ヶ浦市						1	1												2
		東金市				1								1							2
		南房総市					3														3
		柏市			1				1												2
		八千代市			1	1			1							1					4
		茂原市							1												1
	木更津市				1									1						2	
	野田市											1			2					3	
	流山市			1	1										1					3	

平成18年度都道府県・政令市別 団体開催場所一覧

No	都道府県名	市区町村名	(社)全国子ども 会連合会	(財)ボーイスカ ウト日本連盟	(社)ガールスカ ウト日本連盟	NPO法人自然 体験活動推進 協議会(CONE)	(財)青少年野 外教育財団	(財)日本レクリ エーション協会	(財)日本体育 協会	(社)全国公民 館連合会	(財)さわやか福 祉財団	(財)日本博物 館協会	(独)国立科学 博物館	(財)日本視聴 覚教育協会	NPO法人 NPO 推進ネット	学校と地域の融 合教育研究会	(財)五井平和 財団	(財)音楽文化創 造	(財)日本ゲー トボール連合	箇所別合計			
21	岐阜県	実施市区町村数			9	2	1	5	4			2	1	44	1				24	93			
21	岐阜県	稲敷市												1						1			
		羽島市							1												1		
		可児市			1										1							2	
		各務原市							1							3						4	
		関市			1					4												5	
		岐阜市			4					2						7	1			4		18	
		恵那市													1							1	
		高山市			1									1						1		3	
		坂祝町														1						1	
		山県市														1						1	
		瑞浪市											1									1	
		川辺町																			1	1	
		多治見市			1																		3
		大垣市							1	1						11					12	25	
		大野郡白川村					1															1	
		池田町														2						2	
		中津川市					1														4	5	
		土岐市														9						9	
		美濃加茂市				1																1	
美濃市																			2	2			
北方町														1						1			
本巣市														3						3			
輪之内町														2						2			
22	静岡県	実施市区町村数	3	2	5	1	3				1	3				4	1	2	46	71			
22	静岡県	伊豆市				1															1		
		岡部町				1																1	
		掛川市				1			1											4	6		
		御殿場市															1			1	2		
		三島市	1		1							1										3	
		芝川町															1					1	
		沼津市			1																	1	
		焼津市	1						1											1		3	
		西伊豆町					1															1	
		島田市																			1	1	
		藤枝市																			2	2	
		浜松市	1		1									1						1	17	21	
		浜北市				1																1	
		富士宮市								1							2		1	2		6	
		富士市																1			17	18	
		富士川町												2								2	
		牧之原市																			1	1	
23	愛知県	実施市区町村数		9	1		2				2		24	8	1		3	15	65				
23	愛知県	安城市																		2	2		
		岡崎市													6					1	7		
		額田郡幸田町																	1			1	
		刈谷市		1											15							16	
		犬山市		1								2										4	
		江南市															2					2	
		佐屋町		1																		1	
		小牧市														2		1				3	
		常滑市		1																		1	
		新城市																			1	1	
		瀬戸市		1	1																	2	
		西加茂郡三好町																	1			1	
		西尾市																			1	1	
		大口町															1					1	
		大府市		1																		1	
		長久手町							1													1	
		東郷町																			1	1	
		半田市													1	1						2	
		武豊町		1																		1	
		豊橋市								1							1					2	
豊田市				2													1		9	12			
北名古屋														2						2			

平成18年度都道府県・政令市別 団体開催場所一覧

No	都道府県名	市区町村名	(社)全国子ども 会連合会	(財)ボーイスカ ウト日本連盟	(社)ガールスカ ウト日本連盟	NPO法人自然 体験活動推進 協議会(CONE)	(財)青少年野 外教育財団	(財)日本レクリ エーション協会	(財)日本体育 協会	(社)全国公民 館連合会	(財)さわやか福 祉財団	(財)日本博物 館協会	(独)国立科学 博物館	(財)日本視聴 覚教育協会	NPO法人 NPO 推進ネット	学校と地域の融 合教育研究会	(財)五井平和 財団	(財)音楽文化創 造	(財)日本ゲー トボール連合	箇所別合計	
24	三重県	実施市区町村数	3		7	4			6	1			2	29	1				6	59	
24	三重県	伊賀市																	2	2	
		伊勢市			1															1	1
		紀宝町																		1	1
		亀山市				1									7						8
		熊野市				1															1
		桑名市			1																1
		菟野町												1							1
		四日市市					1								1						2
		志摩市														1					1
		松阪市	1											1							2
		大台町				1															1
		津市	1		1																1
		度会町																			1
		東員町				1															1
		南伊勢町										1									1
		尾鷲市				1															1
名張市				1															1		
鈴鹿市	1			1				6						21					29		
25	滋賀県	実施市区町村数			7	1	2	1	2			1	2	1	1				5	23	
25	滋賀県	虎姫町																		1	
		甲賀市			1					1			1							4	
		高月町														1				1	
		高島市			1															1	
		草津市			1									1						2	
		大津市			1	1	1			1										4	
		長浜市			1															1	
		東近江市			1			1						1						3	
		東浅井郡湖北町													1					1	
		米原町								1										1	
		野洲市			1															1	
		26	京都府	実施市区町村数						3						2	3			1	2
26	京都府	綾部市												1						1	
		宇治市													1					1	
		京丹後市							1							1				2	
		京田辺市																1		1	
		城陽市							2											2	
		精華町																	2	2	
		長岡京市														1				1	
		八幡市														1				1	
27	大阪府	実施市区町村数	1	10	4	11	2	4	1				2	5	4			5	49		
27	大阪府	茨木市		1																1	
		河内長野市				1														1	
		貝塚市		1											1					2	
		岸和田市											1							1	
		交野市				2														2	
		高槻市(大阪)			1	1			2	1										9	
		阪南市														1				1	
		四条畷市		1																1	
		守口市				1									1					2	
		寝屋川市				2														2	
		吹田市		1	1	1														3	
		泉佐野市			1															1	
		泉南市																		1	
		大阪狭山市		1																1	
		池田市		1																1	
		田尻町																	1	1	
		東大阪市							1											1	
		藤井寺市		1																1	
		柏原市		1																1	
		八尾市													1					1	
		福島区														1				1	
豊中市		1	1	1														3			
豊能町								1										1			
枚方市		1			2	2							1					6			
箕面市												1						1			
門真市																		3			
浪速区															1			1			
和泉市		1											1	1				3			

平成18年度都道府県・政令市別 団体開催場所一覧

No	都道府県名	市区町村名	(社)全国子ども 会連合会	(財)ボーイスカ ウト日本連盟	(社)ガールスカ ウト日本連盟	NPO法人自然 体験活動推進 協議会(CONE)	(財)青少年野 外教育財団	(財)日本レクリ エーション協会	(財)日本体育 協会	(社)全国公民 館連合会	(財)さわやか福 祉財団	(財)日本博物 館協会	(独)国立科学 博物館	(財)日本視聴 覚教育協会	NPO法人 NPO 推進ネット	学校と地域の融 合教育研究会	(財)五井平和 財団	(財)音楽文化創 造	(財)日本ゲー トボール連合	箇所別合計
39	高 知 県	実施市区町村数			3		1	3			7					2	1			17
39	高知県	安芸市					1													1
		越知町															1			1
		香南市							1											1
		香美市			1															1
		高知市			1							7					1			9
		四万十町			1															1
		土佐町								1										1
		南国市																1		1
		野市町										1								1
		40	福 岡 県	実施市区町村数	1		1	3	6	8			6		1	1	4	1		
40	福岡県	久留米市	1			1							1							3
		行橋市							1											1
		山田市										1								1
		篠栗町						1	1											2
		宗像市						1	1											2
		春日市				1		1				2								4
		小竹町																	1	1
		新宮町										1								1
		前原市							2								1			3
		大川市							1											1
		大牟田市			1							1								2
		大野城市						1	1											2
		篠上町																	1	1
		筑紫野市										1								1
		直方市					1													1
		添田町																	3	3
		田川郡香春町														1				1
		田川市														2				2
		那珂川町								1										1
		南区長住													1					1
八女市							1											1		
飯塚市													1					1		
福津市							1											1		
41	佐 賀 県	実施市区町村数				6		6					3				1		9	25
41	佐賀県	伊万里市																	1	1
		嬉野市				1														1
		佐賀郡				2														2
		佐賀市				1			2									1		5
		小城市																		1
		上峰町																		1
		神崎市																	3	3
		神埼郡鶴				1														1
		神埼町							1											1
		多久市				1			1											2
		大和町							1											1
		唐津市																		1
		白石町																		1
		武雄市						1						3						4
42	長 崎 県	実施市区町村数		6	5	2		7			3	1	2	4					8	38
42	長崎県	壱岐市										1			1					3
		雲仙市										1								1
		五島市																		1
		佐世保市			2				3							2				7
		西海市																		3
		長崎市		1	1	2			4			1	1	1	1	1				13
		長与町		1																2
		島原市			1															1
		東彼杵郡川棚町		1																1
		南島原市														1				1
		諫早市			3	1														4
43	熊 本 県	実施市区町村数	2		3	5	1	9	3			3	3	4			1		3	37
43	熊本県	あさぎり町																		1
		阿蘇市						1					1							2
		宇土市	1																	1
		嘉島町				1														1
		熊本市			2	1		7	3						2	2		1		19
		県内一円												1						1
		御船町											1							1
		小国町										1								1
		植木町							1											1
		水俣市				1														1
		天草郡御所浦町														1				1
		八代市				1	2									1				5

平成18年度都道府県・政令市別 団体開催場所一覧

No	都道府県名	市区町村名	(社)全国子ども 会連合会	(財)ボーイスカ ウト日本連盟	(社)ガールスカ ウト日本連盟	NPO法人自然 体験活動推進 協議会(CONE)	(財)青少年野 外教育財団	(財)日本レクリ エーション協会	(財)日本体育 協会	(社)全国公民 館連合会	(財)さわやか福 祉財団	(財)日本博物 館協会	(独)国立科学 博物館	(財)日本視聴 覚教育協会	NPO法人 NPO 推進ネット	学校と地域の融 合教育研究会	(財)五井平和 財団	(財)音楽文化創 造	(財)日本ゲー トボール連合	箇所別合計	
		水川町	1																		1
		本渡市													1						1
44	大分県	実施市区町村数		1	7		1	6	5						1	1				3	24
44	大分県	臼杵市						1													1
		玖珠町																		3	3
		大分市	1		4			1	5						1						12
		竹田市					1														2
		中津市			1			1													2
		湯布院町						1													1
		日田市						1													1
		別府市			1																1
		由布市			1																1
45	宮崎県	実施市区町村数			11	4		5					1	3	9					9	42
45	宮崎県	延岡市			1			1												2	4
		宮崎郡清武町			1										1						2
		宮崎市			6	2		1					1		4					3	17
		串間市						1												1	2
		五ヶ瀬町					1														1
		高原町																		1	1
		児湯郡			1									3	1						5
		小林市須木													1						1
		田野町						1													1
		都城市			2	1			1						1					1	6
		都農市																		1	1
		日向市													1						1
46	鹿児島県	実施市区町村数				10	5	3	4			1	1	2	3		1			1	30
46	鹿児島県	阿久根市				1															1
		加世田市				1															1
		串木野市												2							2
		薩摩川内市				1									1						2
		鹿屋市			1																1
		鹿児島市			2	1		1				1	1		2		1				9
		出水市			1																1
		上福元町			1																1
		瀬戸内町					1														1
		川辺町							3												3
		曾於市			2																2
		南大隅町					3														3
		菱刈町						1													1
		霧島市						1													1
		和泊町							1												1
47	沖縄県	実施市区町村数			5	4	5	4		23	11		1	3	10		1			1	68
47	沖縄県	うるま市								4				1							5
		浦添市						1			3										4
		沖縄市			2			1		11			1		10					1	26
		宜野湾市																1			1
		宮古島市					1														1
		国頭村				1															1
		石垣市						1													1
		読谷村				1		1													2
		那覇市			5		1				8										14
		北谷町				1	1				8										10
		名護市			1									2							3
		小計	75	42	214	134	59	157	76	44	70	26	73	259	196	27	24	40	309	1,825	
No	政令市		(社)全国子ども 会連合会	(財)ボーイスカ ウト日本連盟	(社)ガールスカ ウト日本連盟	NPO法人自然 体験活動推進 協議会(CONE)	(財)青少年野 外教育財団	(財)日本レクリ エーション協会	(財)日本体育 協会	(社)全国公民 館連合会	(財)さわやか福 祉財団	(財)日本博物 館協会	(独)国立科学 博物館	(財)日本視聴 覚教育協会	NPO法人 NPO 推進ネット	学校と地域の融 合教育研究会	(財)五井平和 財団	(財)音楽文化創 造	(財)日本ゲー トボール連合	箇所別合計	
48	札幌市		4	5	1	0	2	0	0	0	0	1	1	7					1		22
49	仙台市		0	0	6	2	0	0	0	0	0		1	3	4	7	1		3		27
50	千葉市		0	1	4	1	1	0	0	0	0				2			1			11
51	さいたま市		0	0	1	0	1	1	0	0	0			1	1						5
52	横浜市		1	0	13	0	0	0	0	0	0	2	2	16	6		1	4			43
53	川崎市		7	0	0	0	0	0	0	0	0		1	1	1	1				1	12
54	静岡市		1	0	1	2	0	1	1	0	12			1						1	20
55	名古屋市		0	0	2	2	0	0	0	0	0	1	1	2	7		1				16
56	京都市		0	8	3	1	1	0	0	0	0				11			1	3		30
57	大阪市		6	5	2	2	0	7	0	0	2	2	2	14	1	1		2	3		46
58	堺市		0	1	0	0	0	0	0	0	0			1							2
59	神戸市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2			3			1			6
60	広島市		1	1	1	0	0	2	0	0	0				2				3		10
61	北九州市		0	0	1	2	0	1	0	0	4	1	2	1						2	12
62	福岡市		0	0	2	1	2	4	0	0	6	1	2	10	1	1			2		32
	小計		20	21	37	13	7	10	8	0	22	9	15	45	48	8	5	10	16		294
	合計		95	63	251	147	66	167	84	44	92	35	88	304	244	35	29	50	325		2,119

放課後児童クラブ関連

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の2第2項))

【現状】(平成18年5月現在)

○クラブ数 15,857か所(全国の小校区約23,000校のおよそ2/3程度)

⇒平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、必要なすべての小校区での実施をめざす

○登録児童数 704,982人(全国の小学校1~3年生約359万人の2割弱程度)

【事業に対する国の助成】

児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村に対して助成

平成19年度予算(案) 158.5億円(38.3億円増)

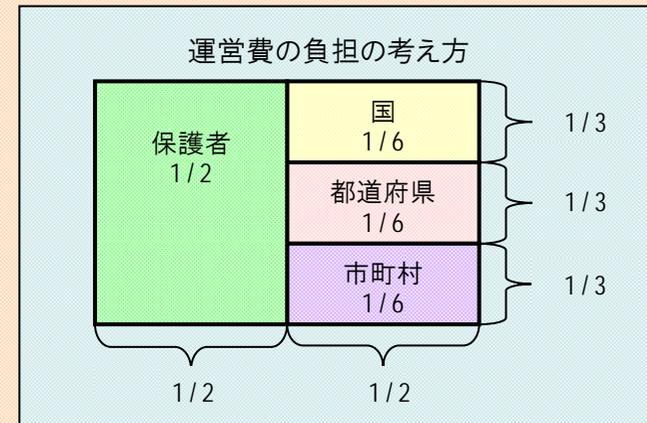
○運営費

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・児童数36~70人の場合、基準額(案)240.8万円

○整備費

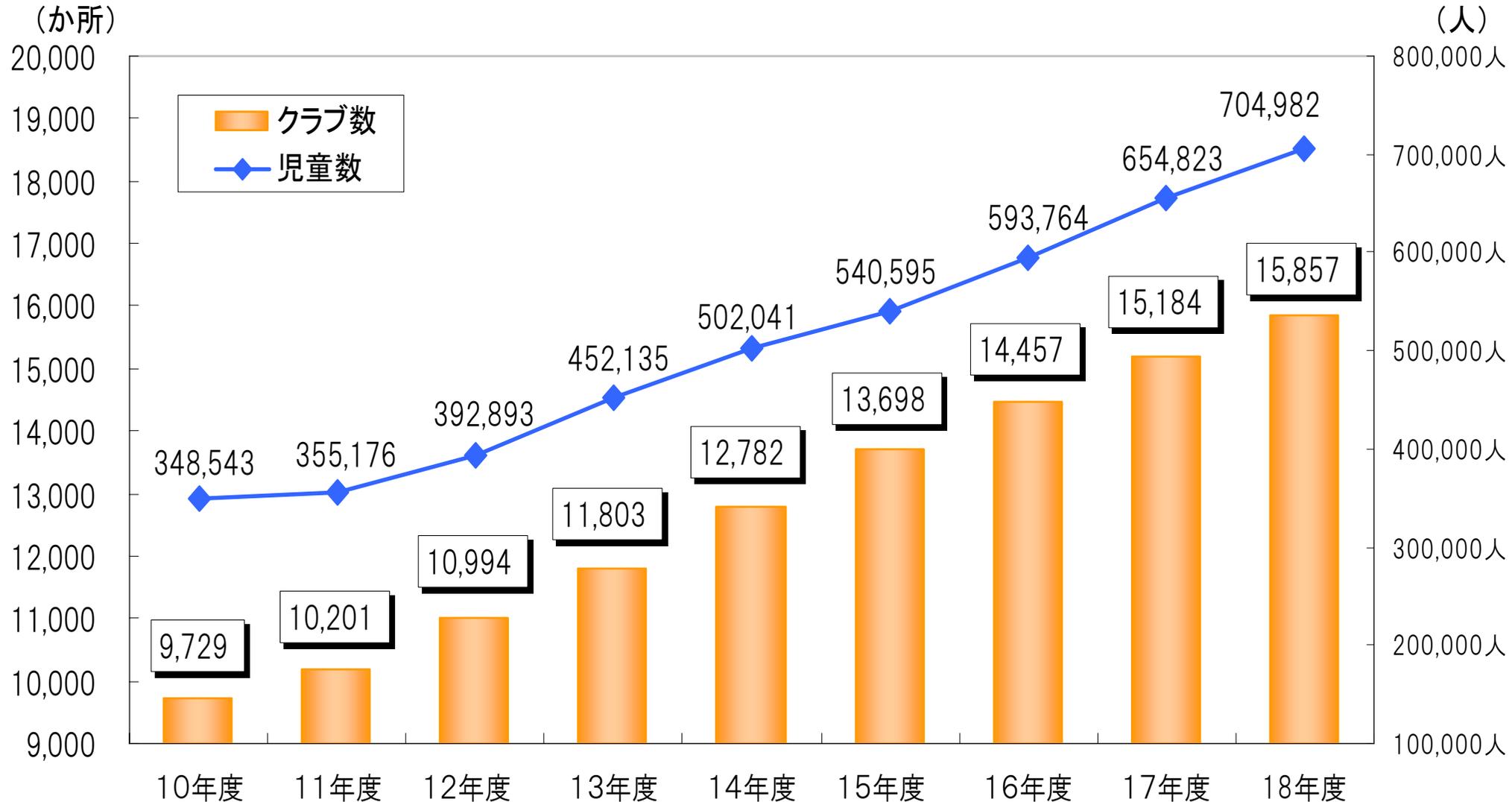
- ・新たに施設を創設する場合(基準額(案):1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額(案):700万円)、備品購入のみの場合(基準額(案):100万円)も助成

※運営費、整備費ともに、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ負担



放課後児童クラブ数及び登録児童数の推移

○ 平成18年では、クラブ数は15,857か所、登録児童数は70万4,982人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約6,100か所、児童数は約35万人の増となっている。

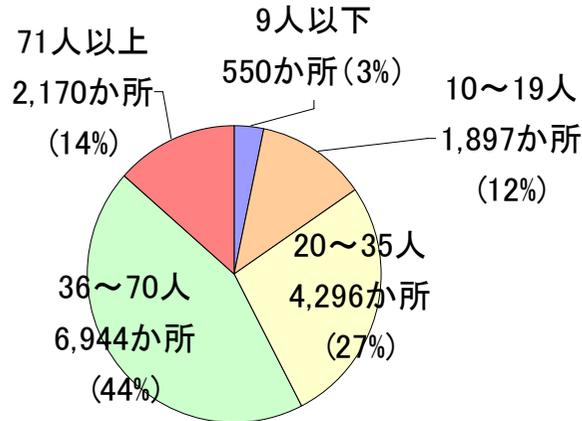


※各年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童クラブの現状

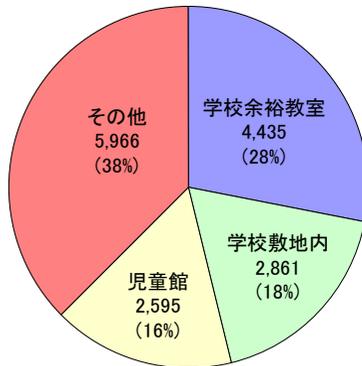
○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、36人～70人までのクラブが全体の約44%を占める。



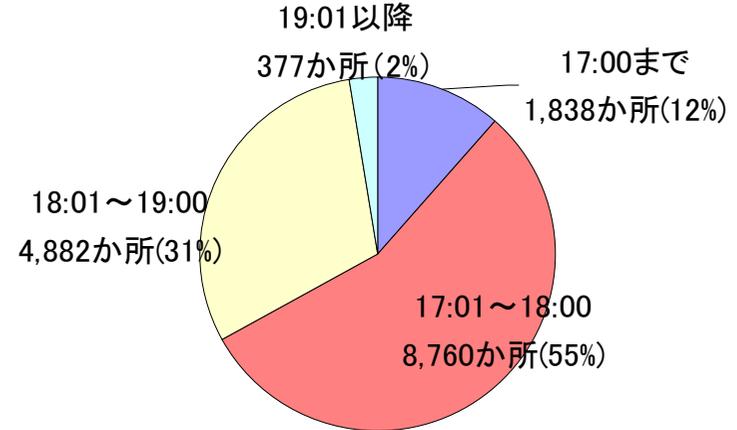
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約18%、児童館が約16%であり、これらで全体の約6割を占める。



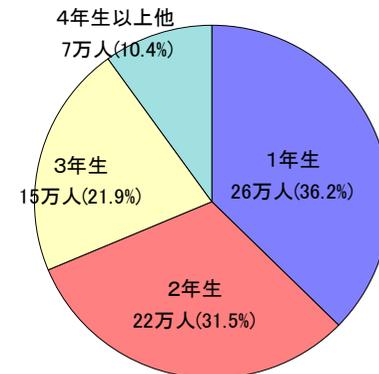
○終了時刻の状況

18時までが全体の約67%、19時までが約31%を占める。



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



放課後児童健全育成事業（放課
後児童クラブ）の実施状況
（平成18年5月1日調査）

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況

* 各年5月1日現在の育成環境課調査

1 クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況

区 分	平成 18 年	平成 17 年	増 減
クラブ数	15,857か所	15,184か所	673か所
登録児童数	704,982人	654,823人	50,159人
実施市町村割合 (実施市町村数)	86.8% (1,599市町村)	82.5% (1,980市町村)	4.3ポイント

(参考) 過去5年間の実施か所数、児童数、実施市町村数の推移

区 分	平成17年	平成16年	平成15年	平成14年	平成13年
実施か所数(か所)	15,184	14,457	13,698	12,782	11,803
増 減	727	759	916	979	809
児 童 数 (人)	654,823	593,764	540,595	502,041	452,135
増 減	61,059	53,169	38,554	49,906	59,242
実施市町村割合 (実施市町村数)	82.5% (1,980)	76.0% (2,373)	71.8% (2,303)	66.3% (2,149)	59.6% (1,935)

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

区 分	平成 18 年	平成 17 年	増 減
公立公営	7,152 (45.1%)	7,021 (46.3%)	131
公立民営	6,453 (40.7%)	6,260 (41.2%)	193
民立民営	2,252 (14.2%)	1,903 (12.5%)	349
計	15,857 (100%)	15,184 (100%)	673

注：()内は各年の総数に対する割合である。

3 実施規模別クラブ数の状況

実施規模	平成 18 年	平成 17 年	増 減
9人以下	550 (3.4%)	570 (3.7%)	△20
10人～19人	1,897 (12.0%)	1,790 (11.8%)	107
20人～35人	4,296 (27.1%)	4,392 (28.9%)	△96
36人～70人	6,944 (43.8%)	6,643 (43.8%)	301
71人以上	2,170 (13.7%)	1,789 (11.8%)	381
計	15,857 (100%)	15,184 (100%)	673

注：()内は各年の総数に対する割合である。

4 学年別登録児童数の状況

学 年	平成 18 年	平成 17 年	増 減
小学1年生	255,316 (36.2%)	241,575 (36.9%)	13,741
小学2年生	222,195 (31.5%)	202,040 (30.9%)	20,155
小学3年生	154,366 (21.9%)	141,422 (21.6%)	12,944
小学4年生以上他	73,105 (10.4%)	69,786 (10.6%)	3,319
計	704,982 (100%)	654,823 (100%)	50,159

注：()内は各年の総数に対する割合である。
計数には、障害児数も含む。

5 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 18 年	平成 17 年	増 減
学校の余裕教室	4, 435 (28.0%)	4, 216 (27.8%)	219
学校敷地内専用施設	2, 861 (18.0%)	2, 637 (17.4%)	224
児童館・児童センター	2, 595 (16.4%)	2, 520 (16.6%)	75
公的施設利用	1, 526 (9.6%)	1, 396 (9.2%)	130
民家・アパート	1, 070 (6.7%)	1, 017 (6.7%)	53
保育所	977 (6.2%)	933 (6.1%)	44
公有地専用施設	887 (5.6%)	950 (6.3%)	△63
民有地専用施設	636 (4.0%)	630 (4.1%)	6
幼稚園	353 (2.2%)	371 (2.4%)	△18
団地集会室	116 (0.7%)	132 (0.9%)	△16
商店街空き店舗	24 (0.2%)	17 (0.1%)	7
その他	377 (2.4%)	365 (2.4%)	12
計	15, 857 (100%)	15, 184 (100%)	673

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

6 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 18 年	平成 17 年	増 減
1 人	2, 791 (17.6%)	2, 519 (16.6%)	272
2 人	1, 471 (9.3%)	1, 326 (8.7%)	145
3 人	715 (4.5%)	581 (3.8%)	134
4人以上	893 (5.6%)	661 (4.4%)	232
計	5, 870 (37.0%)	5, 087 (33.5%)	783

注：（ ）内は全クラブ数に対する割合である。

7 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学 年	平成 18 年	平成 17 年	増 減
小学1年生	2, 923 (1.1%)	2, 552 (1.1%)	371
小学2年生	3, 044 (1.4%)	2, 549 (1.3%)	495
小学3年生	2, 631 (1.7%)	2, 387 (1.7%)	244
小学4年生以上他	4, 058 (5.6%)	3, 491 (5.0%)	567
計	12, 656 (1.8%)	10, 979 (1.7%)	1, 677

注：（ ）内は学年別登録児童数に対する割合である。

8 障害児受入の定員設定別クラブ数

(か所)

定員設定の有無	平成 18 年	平成 17 年	増 減
定員無し	4, 949 (84.3%) [92]	—	—
定員有り	921 (15.7%) [32]	—	—

※ [] は、昨年度から定員設定の有無を変更したか所数である。

9 終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成18年	平成17年	増減
17:00まで	1,838 (11.6%)	2,129 (14.0%)	△291
17:01～18:00	8,760 (55.2%)	8,611 (56.7%)	149
18:01～19:00	4,882 (30.8%)	4,159 (27.4%)	723
19:01以降	377 (2.4%)	285 (1.9%)	92
計	15,857 (100%)	15,184 (100%)	673

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

(参考) 30分毎の状況 (18年) (か所)

終了時刻	18年
17:00まで	1,838 (11.6%)
17:01～17:30	1,133 (7.1%)
17:31～18:00	7,627 (48.1%)
18:01～18:30	2,541 (16.0%)
18:31～19:00	2,341 (14.8%)
19:01以降	377 (2.4%)
合計	15,857 (100%)

10 土曜日等の開館状況

(か所)

開館状況	平成18年	平成17年	増減
土曜日 〔毎週開館以外〕	11,692 (73.7%) 〔436〕	11,245 (74.1%) 〔-〕	447 〔-〕
日曜日	357 (2.3%)	407 (2.7%)	△50
夏休み等	13,844 (87.3%)	13,122 (86.4%)	722

注：（ ）内は各年の総数に対する割合である。

11 利用できなかった児童数等の状況

	平成18年	平成17年	増減
利用できなかった児童がいるクラブ数	2,020か所	2,169か所	△149
利用できなかった児童数	12,189人 〔219人〕	11,360人 〔134人〕	829 〔85〕

注：利用できなかった児童数を把握しているクラブの数値である。

〔 〕内は障害児数であり、内数である。

(参考) 学年別の状況 (18年) (人)

	18年	
1年生	3,595人	〔93〕 (29.5%)
2年生	2,715人	〔31〕 (22.3%)
3年生	4,273人	〔37〕 (35.1%)
4年生他	1,606人	〔58〕 (13.1%)
合計	12,189人	〔219〕 (100%)

〔 〕内は障害児数であり、内数である。

(参考) 全市町村数

平成18年	1,843市町村
平成17年	2,400市町村

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	497	18,192
2	青森県	238	10,567
3	岩手県	198	9,312
4	宮城県	175	6,087
5	秋田県	150	5,666
6	山形県	149	6,849
7	福島県	218	8,825
8	茨城県	441	16,623
9	栃木県	263	11,425
10	群馬県	283	13,445
11	埼玉県	640	32,122
12	千葉県	462	19,720
13	東京都	1,407	76,855
14	神奈川県	270	11,500
15	新潟県	221	8,067
16	富山県	96	4,136
17	石川県	136	5,733
18	福井県	158	4,976
19	山梨県	171	7,332
20	長野県	283	12,815
21	岐阜県	220	7,248
22	静岡県	252	10,178
23	愛知県	461	20,407
24	三重県	189	7,287
25	滋賀県	179	8,327
26	京都府	215	8,229
27	大阪府	520	27,299
28	兵庫県	414	16,786
29	奈良県	141	6,700
30	和歌山県	63	1,974
31	鳥取県	109	3,670
32	島根県	145	4,282
33	岡山県	153	4,804
34	広島県	207	8,143
35	山口県	234	8,676
36	徳島県	109	4,970
37	香川県	102	3,531
38	愛媛県	113	4,862
39	高知県	62	2,288
40	福岡県	388	20,468
41	佐賀県	154	5,913
42	長崎県	139	6,229
43	熊本県	196	7,654
44	大分県	132	5,254
45	宮崎県	144	4,414
46	鹿児島県	183	5,937
47	沖縄県	205	8,455
	都道府県合計	11,885	514,232

No	指定都市・ 中核市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	195	8,960
49	仙台市	115	4,749
50	さいたま市	128	5,637
51	千葉市	100	5,256
52	横浜市	193	8,132
53	川崎市	125	5,571
54	静岡市	60	2,507
55	名古屋市	191	6,123
56	京都市	132	7,604
57	大阪市	214	9,122
58	堺市	92	7,530
59	神戸市	174	9,354
60	広島市	143	5,780
61	北九州市	126	5,704
62	福岡市	144	9,975
	指定都市合計	2,132	102,004

63	函館市	29	1,034
64	旭川市	40	1,630
65	秋田市	24	821
66	郡山市	25	1,321
67	いわき市	35	1,465
68	宇都宮市	50	2,596
69	川越市	33	1,850
70	船橋市	55	3,264
71	横須賀市	36	1,211
72	相模原市	70	3,290
73	新潟市	85	4,403
74	富山市	67	4,329
75	金沢市	70	3,652
76	長野市	17	720
77	岐阜市	47	1,378
78	浜松市	79	3,325
79	豊橋市	45	2,192
80	岡崎市	31	1,432
81	豊田市	47	2,210
82	高槻市	42	2,172
83	東大阪市	56	2,726
84	姫路市	61	2,767
85	奈良市	38	2,626
86	和歌山市	54	1,952
87	岡山市	78	4,431
88	倉敷市	59	3,052
89	福山市	74	3,492
90	下関市	63	1,878
91	高松市	53	2,207
92	松山市	43	2,413
93	高知市	46	2,506
94	長崎市	55	3,504
95	熊本市	72	3,956
96	大分市	50	2,277
97	宮崎市	44	1,843
98	鹿児島市	67	2,821
	中核市合計	1,840	88,746
	総合計	15,857	704,982

（平成18年5月1日育成環境課調べ）

その他関連

放課後子どもプラン地方自治体
担当課一覧

放課後子どもプラン 地方自治体担当課一覧

都道府県(47)

地方自治体名	地域子ども教室(教育委員会等)			放課後児童クラブ(福祉部局等)		
	局(部)・課(室)・係	直通電話番号	FAX番号	局(部)・課(室)・係	直通電話番号	FAX番号
	メールアドレス			メールアドレス		
北海道	教育庁生涯学習部生涯学習課 kyoiku.seigaku1@pref.hokkaido.lg.jp	0138-21-3469	011-281-1487	保健福祉子ども未来推進局子育て支援グループ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp	011-204-5236	011-232-4240
青森県	教育庁生涯学習課 E-SHOGAI@ags.pref.aomori.jp	017-734-9890	017-734-8272	健康福祉子どもみらい課子育て支援グループ KODOMO@pref.aomori.jp	017-734-9301	017-734-8091
岩手県	教育庁生涯学習文化課 DB0005@pref.iwate.jp	019-629-6176	019-629-6179	保健福祉部児童家庭課健全育成担当 AD0007@pref.iwate.jp	019-629-5457	019-629-5464
宮城県	教育庁生涯学習課社会教育推進班 kyou-shougai@pref.miyagi.jp	022-211-3654	022-211-3697	保健福祉部子ども家庭課企画推進班 kodomo@pref.miyagi.jp	022-211-2528	022-211-2591
秋田県	教育庁生涯学習課 kyou-shougai@pref.akita.lg.jp	018-860-5185	018-860-5816	健康福祉部子育て支援課子ども育成班 kosodate@pref.akita.lg.jp	018-860-1343	018-860-3844
山形県	教育庁教育やまがけ振興課 kyoiku@pref.yamagata.jp	023-630-3126	023-630-2874	健康福祉部児童家庭課保育育成担当 jido@pref.yamagata.jp	023-630-2261	023-632-8238
福島県	教育庁社会教育グループ k.svakaikyouiku@pref.fukushima.jp	024-521-7794	024-521-7974	保健福祉部子育て支援グループ kosodate@pref.fukushima.jp	024-521-7148	024-521-7747
茨城県	教育庁生涯学習課学習支援担当 shogaku2@pref.ibaraki.lg.jp	029-301-5322	029-301-5339	保健福祉子ども家庭課児童健全育成グループ lifuku1@pref.ibaraki.lg.jp	029-301-3247	029-301-3269
栃木県	教育委員会生涯学習ふれあい学習担当 svougai-gakusyu@pref.tochigi.jp	028-623-3404	028-623-3406	保健福祉部児童家庭課子育て環境づくり推進担当 jidou-katei@pref.tochigi.jp	028-623-3068	028-623-3070
群馬県	教育委員会生涯学習課 kigakushu@pref.gunma.jp	027-226-4662	027-224-8780	健康福祉部青少年子ども子育て支援グループ seikodomo@pref.gunma.jp	027-226-2622	027-223-6526
埼玉県	教育局市町村支援部生涯学習文化財課 a6910@pref.saitama.lg.jp	048-830-6915	048-830-4965	福祉部子育て支援課子育て支援担当 a3320-40@pref.saitama.lg.jp	048-830-3343	048-830-4784
千葉県	教育庁教育振興部生涯学習課社会教育振興室 kysho3@mz.pref.chiba.jp	043-223-4070	043-222-3565	健康福祉部児童家庭課少年子化対策室 katei6@mz.pref.chiba.jp	043-223-2324	043-224-4085
東京都	教育庁生涯学習スポーツ部社会教育課地域支援係 S900027@section.metro.tokyo.jp	03-5320-6864	03-5388-1734	福祉保健局少年社会対策部子育て支援課子育て支援係 S0000196@section.metro.tokyo.jp	03-5320-4121	03-5388-1406
神奈川県	教育局生涯学習文化財課社会教育班 svogaibunka.4018@pref.kanagawa.jp	045-210-8347	045-210-8939	保健福祉子ども家庭課保育班 kodomo@pref.kanagawa.jp	045-210-4663	045-210-8857
新潟県	教育庁生涯学習推進課 s500060@mail.pref.niigata.jp	025-285-5511	025-284-9396	福祉保健部児童家庭課家庭福祉係 t0402704@mail.pref.niigata.jp	025-280-5926	025-281-3641
富山県	教育委員会生涯学習・文化財室青少年教育班 shogaigakushu@pref.tovama.lg.jp	076-444-9647	076-444-4434	厚生部児童青年家庭課家庭係 aiidoseinen@pref.tovama.lg.jp	076-444-3209	076-444-3493
石川県	教育庁生涯学習課 e540101@pref.ishikawa.lg.jp	076-225-1837	076-225-1838	健康福祉子ども政策課児童育成グループ e150300@pref.ishikawa.lg.jp	076-225-1422	076-225-1423
福井県	教育庁生涯学習課 kyosyoga@pref.fukui.lg.jp	0776-20-0558	0776-20-0668	健康福祉子ども家庭課 kodomo@pref.fukui.lg.jp	0776-20-0341	0776-20-0640
山梨県	教育委員会社会教育課 shakaikyo@pref.yamanashi.lg.jp	055-223-1771	055-223-1775	福祉保健部児童家庭課子育て支援担当 jidou@pref.yamanashi.lg.jp	055-223-1456	055-223-1475
長野県	教育委員会事務局子ども支援課 kodomo-shien@pref.nagano.jp	026-235-7098	026-235-7490	教育委員会事務局子ども支援課 kodomo-shien@pref.nagano.jp	026-299-6415	026-235-7490
岐阜県	環境生活部男女参画青少年課青少年教育担当 c11123@pref.gifu.lg.jp	058-272-1111	058-273-8713	健康福祉子ども家庭課児童養護担当 c11217@pref.gifu.lg.jp	058-272-1111(内2636)	058-271-5725
静岡県	教育庁社会教育課 kvoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp	054-221-3162	054-221-3362	健康福祉部子育て支援室子ども未来スタッフ kosodate-s@pref.shizuoka.lg.jp	054-221-2321	054-221-3279
愛知県	教育委員会生涯学習課 svogaigakushu@pref.aichi.lg.jp	052-961-5333	052-961-0232	健康福祉部子育て支援課保育・育成グループ kosodate@pref.aichi.lg.jp	052-954-6282	052-971-5890
三重県	教育委員会生涯学習室 shogaku@pref.mie.jp	059-224-2982	059-224-3022	健康福祉子ども家庭課保育サービスグループ kodomok@pref.mie.jp	059-224-2268	059-224-2270
滋賀県	教育委員会事務局生涯学習課 ma06@pref.shiga.lg.jp	077-528-4654	077-528-4962	健康福祉子ども家庭課虐待防止・DV対策担当 em00@pref.shiga.lg.jp	077-528-3551	077-528-4854
京都府	教育庁指導部社会教育課振興係 svakai@kvoto-be.ne.jp	075-414-5883	075-414-5888	保健福祉子ども未来室未来っ子支援担当 jido@pref.kvoto.lg.jp	075-414-4581	075-414-4586
大阪府	市町村教育室地域教育振興課地域連携グループ shichosonkyoiku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp	06-6944-6901	06-6944-6902	健康福祉部児童家庭室子育て支援課子育て推進グループ jiodokatei@sbox.pref.osaka.lg.jp	06-6944-6984	06-6944-3052
兵庫県	教育庁社会教育課 svakaikyouikuka@pref.hyogo.jp	078-362-3782	078-362-3927	健康生活部少年局児童課児童政策係 jidouka@pref.hyogo.jp	078-362-3197	078-362-0061
奈良県	教育委員会事務局生涯学習課 svogaig@office.pref.nara.lg.jp	0742-22-1101	0742-23-8609	福祉部子ども家庭局子ども家庭課健全育成係 kodomo@office.pref.nara.lg.jp	0742-27-8605	0742-22-5709
和歌山県	教育庁生涯学習局生涯学習課 e5006001@pref.wakayama.lg.jp	073-441-3721	073-441-3724	福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課 e0402001@pref.wakayama.lg.jp	073-441-2492	073-441-2491
鳥取県	教育委員会家庭・地域教育課家庭・地域教育係 kateichiiki@pref.tottori.jp	0857-26-7520	0857-27-3279	福祉保健子ども家庭課次世代育成係 kodomokatei@pref.tottori.jp	0857-26-7868	0857-26-7863
島根県	教育庁生涯学習課 svougaku@pref.shimane.lg.jp	0852-22-5429	0852-22-6218	健康福祉部青少年家庭課保育支援グループ seisyou@pref.shimane.lg.jp	0852-22-6254	0852-22-6045

放課後子どもプラン 地方自治体担当課一覧

岡山県	教育委員会生涯学習課 svogai@pref.okayama.jp	086-226-7597	086-224-2035	保健福祉部子育て支援課児童福祉・少子化対策班 kosodate@pref.okayama.jp	086-226-7347	086-234-5770
広島県	教育庁生涯学習課地域教育係 gakusyu@pref.hiroshima.jp	082-513-5013	082-223-6341	福祉保健部総務管理局子ども家庭支援室児童グループ fushien@pref.hiroshima.jp	082-513-3167	082-502-3674
山口県	教育庁社会教育文化財課地域教育班 a50400@pref.yamaguchi.lg.jp	083-933-4626	083-933-4639	健康福祉部子ども未来課児童環境班 a13300@pref.yamaguchi.lg.jp	083-933-2744	083-933-2759
徳島県	教育委員会生涯学習政策課 syougaiyakusyuuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp	088-621-3148	088-621-2884	保健福祉部長寿子ども政策局子ども未来課次世代育成担当 kodomomiraika@pref.tokushima.lg.jp	088-621-2178	088-621-2730
香川県	教育委員会事務局生涯学習課 shogaigakushu@pref.kagawa.lg.jp	087-832-3773	087-831-1912	健康福祉部子育て支援課保育所グループ kosodate@pref.kagawa.lg.jp	087-832-3284	087-831-1312
愛媛県	教育委員会生涯学習課青少年教育担当 shougaiyaku@pref.ehime.jp	089-912-2934	089-943-3763	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課子育て支援企画係 kosodate@pref.ehime.jp	089-912-2413	089-941-3434
高知県	教育委員会生涯学習課 310401@ken.pref.kochi.lg.jp	088-821-4897	088-821-4725	教育委員会生涯学習課 310401@ken.pref.kochi.lg.jp	088-821-4897	088-821-4505
福岡県	青少年課青少年アンビシャス運動推進室 seisho@pref.fukuoka.lg.jp	092-643-3887	092-641-2141	保健福祉部子育て支援課 kosodate@pref.fukuoka.lg.jp	092-643-3311	092-643-3260
佐賀県	教育庁社会教育課地域・家庭教育担当 svakaikyoku@pref.saga.lg.jp	0952-25-7229	0952-25-7320	くらし環境本部子ども課少子化対策担当 kodomo@pref.saga.lg.jp	0952-25-7381	0952-25-7339
長崎県	教育庁生涯学習課 s40040@pref.nagasaki.lg.jp	095-822-9410	095-826-1306	子ども政策局子ども未来課子育て企画情報班 S25100@pref.nagasaki.lg.jp	095-895-2683	095-895-2554
熊本県	教育庁社会教育課社会教育指導係 shakaikyoku@pref.kumamoto.lg.jp	096-383-1111	096-387-0089	健康福祉部少子化対策課次世代育成支援班 shoshikataisaku@pref.kumamoto.lg.jp	096-333-2225	096-383-1427
大分県	教育庁生涯学習課社会教育班 a31500@ed.pref.oita.lg.jp	097-536-1111	097-533-5412	福祉保健部少子化対策課少子化対策班 a12450@pref.oita.lg.jp	097-506-2712	097-506-1739
宮崎県	教育庁生涯学習課社会教育担当 ky-shogaigakushu@pref.miyazaki.lg.jp	0985-26-7244	0985-26-7342	福祉保健部児童家庭課児童福祉担当 iidokatei@pref.miyazaki.lg.jp	0985-26-7057	0985-26-3416
鹿児島県	教育庁社会教育課 ed-youth@pref.kagoshima.lg.jp	099-286-5339	099-286-5673	保健福祉部子ども課児童育成係 ikusei@pref.kagoshima.lg.jp	099-286-2763	099-286-5560
沖縄県	教育庁生涯学習課 aa317004@pref.okinawa.lg.jp	098-866-2746	098-863-9547	福祉保健部青少年・児童家庭課青少年育成班 aa022004@pref.okinawa.lg.jp	098-866-2174	098-868-2402

指定都市(15)

地方自治体名	放課後子ども教室(教育委員会等)			放課後児童クラブ(福祉部局等)		
	局(部)・課(室)・係	直通電話番号	FAX番号	局(部)・課(室)・係	直通電話番号	FAX番号
	メールアドレス			メールアドレス		
札幌市	教育委員会生涯学習部生涯学習推進課社会教育担当	011-211-3872	011-211-3873	子ども未来局子ども育成部子ども企画課放課後児童係 kodomo.ikusei@city.sapporo.jp	011-211-2982	011-231-6221
仙台市	子供未来局子育て支援部子供施設課 kod006160@city.sendai.jp	022-214-8176	022-268-4822	子供未来局子育て支援部子供施設課 kod006160@city.sendai.jp	022-214-8176	022-214-5010
千葉市	教育委員会生涯学習部生涯学習振興課 shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp	043-245-5957	043-245-5992	保健福祉局子ども家庭部子ども家庭福祉課 fukushi.HWF@city.chiba.lg.jp	043-245-5177	043-245-5547
さいたま市	教育委員会生涯学習部生涯学習振興課 shogai-gakushu-shinko@city.saitama.lg.jp	048-829-1704	048-829-1990	教育委員会生涯学習部生涯学習振興課 shogai-gakushu-shinko@city.saitama.lg.jp	048-829-1703	048-829-1990
横浜市	子ども青少年局放課後児童育成課 kd-kids@city.yokohama.jp	045-671-4153	045-663-1926	子ども青少年局放課後児童育成課 kd-houkago@city.yokohama.jp	045-671-4153	045-663-1926
川崎市	市民局地域生活部青少年育成課 25seiiku@city.kawasaki.jp	044-200-3083	044-200-3914	市民局地域生活部青少年育成課 25seiiku@city.kawasaki.jp	044-200-2668	044-200-3914
静岡市	教育委員会事務局教育総務課社会教育担当 kyoikusomu@city.shizuoka.jp	054-354-2524	054-354-2472	保健福祉局福祉部児童福祉課運営担当 iidoufukushi@city.shizuoka.jp	054-221-1543	054-251-1063
名古屋市	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課 a3252@kyoiku.city.nagoya.lg.jp	052-972-3229	052-972-4178	子ども青少年局子ども未来部子ども事業調整室 a3092@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp	052-972-3092	052-972-4437
京都市	教育委員会生徒指導課 seishi@edu.city.kyoto.jp	075-213-5622	075-213-5237	保健福祉局子育て支援部児童家庭課 hascg905@city.kyoto.jp	075-251-2380	075-251-2322
大阪市	教育委員会事務局指導部管理課 ua0013@city.osaka.lg.jp	06-6208-9181	06-6202-7055	健康福祉局児童福祉課育成担当 fa0022@city.osaka.lg.jp	06-6208-8034	06-6202-6963
堺市	教育委員会事務局生涯学習部子ども教育支援担当 kokyoushi@city.sakai.osaka.jp	072-228-7254	072-228-7009	教育委員会事務局生涯学習部社会教育課 教育委員会事務局生涯学習部子ども教育支援担当 svakyo@city.sakai.osaka.jp (社教)、 kokyoushi@city.sakai.osaka.jp (子教)	072-228-7491 (社教) 072-228-7254 (子教)	072-228-7009 (共通)
神戸市	教育委員会社会教育部生涯学習課 manabee@office.city.kobe.jp	078-322-5795	078-322-6144	保健福祉局子育て支援部児童育成係 kosodate@office.city.kobe.jp	078-322-5210	078-322-6048
広島市	教育委員会青少年育成部育成担当 ikusei@city.hiroshima.jp	082-242-2116	082-242-2018	教育委員会青少年育成部育成担当 ikusei@city.hiroshima.jp	082-242-2014	082-242-2018
北九州市	教育委員会生涯学習課 kyou-shougai@mail2.city.kitakyushu.jp	093-582-2385	093-582-2300	保健福祉局子ども家庭課子ども係 ho-katei@mail2.city.kitakyushu.jp	093-582-2410	093-582-5145
福岡市	未定			子ども未来局子ども部子ども企画課 k-kikaku.CB@city.fukuoka.jp	092-711-4170	092-733-5534

放課後子どもプラン 地方自治体担当課一覧

中核市(37)

地方自治体名	放課後子ども教室(教育委員会等)				放課後児童クラブ(福祉部局等)			
	局(部)・課(室)・係	直通電話番号	FAX番号	局(部)・課(室)・係	直通電話番号	FAX番号		
	メールアドレス			メールアドレス				
旭川市	教育委員会生涯学習部生涯学習課 syougaiakusyu@city.asahikawa.hokkaido.jp	0166-25-7190	0166-25-8210	教育委員会生涯学習部生涯学習課 syougaiakusyu@city.asahikawa.hokkaido.jp	0166-25-7190	0166-25-8210		
函館市	教育委員会生涯学習部生涯学習課青少年教育係 seisyounen@city.hakodate.hokkaido.jp	0138-21-3469	0138-27-7217	教育委員会生涯学習部生涯学習課青少年教育係 seisyounen@city.hakodate.hokkaido.jp	0138-21-3469	0138-27-7217		
青森市	教育委員会社会教育課 shakai-kyoiku@city.aomori.aomori.jp	017-761-4784	017-761-4582	健康福祉部しあわせ相談室児童福祉チーム shiwase-sodan@city.aomori.aomori.jp	017-734-5334	017-722-5678		
秋田市	教育委員会生涯学習室青少年担当 ro-edlf@city.akita.akita.jp	018-826-9048	018-866-2252	教育委員会生涯学習室青少年担当 ro-edlf@city.akita.akita.jp	018-826-9048	018-866-2252		
郡山市	教育委員会生涯学習課青少年係 shougaiakushuu@city.koriyama.fukushima.jp	024-924-2441	024-935-7834	教育委員会生涯学習課青少年係 shougaiakushuu@city.koriyama.fukushima.jp	024-924-2441	024-935-7834		
いわき市	総合教育センター青少年係 sogokyoiku-zen@city.iwaki.fukushima.jp	0246-22-3705	0246-22-7548	保健福祉部児童家庭課児童家庭係 iidokatei@city.iwaki.fukushima.jp	0246-22-7452	0246-22-7554		
宇都宮市	教育委員会事務局生涯学習課 u4606@city.utsunomiya.tochigi.jp	028-632-2676	028-632-2765	保健福祉部児童福祉課児童育成グループ u1905@city.utsunomiya.tochigi.jp	028-632-2399	028-638-8941		
川越市	教育委員会生涯学習部生涯学習課生涯学習推進係 shogaigakushu@city.kawagoe.saitama.jp	049-224-8811(内線2842)	049-226-4699	生涯学習部教育財務課学童保育係 kyoikuzaimu@city.kawagoe.saitama.jp	049-224-5107	049-226-4699		
船橋市	教育委員会生涯学習部青少年課 seishonen@city.funabashi.chiba.jp	047-436-2901	047-436-2884	健康福祉局子育て支援部児童育成課放課後児童班 iidokusei@city.funabashi.chiba.jp	047-436-2956	047-436-3416		
横須賀市	子ども育成部子育て支援課子ども育成担当 cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp	046-822-8268	046-821-0424	子ども育成部子育て支援課子ども育成担当 cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp	046-822-8265	046-821-0424		
相模原市	教育委員会生涯学習部青少年課 seisyonen@city.sagamihara.kanagawa.jp	042-751-0212	042-751-0092	保健福祉部子ども施設課 kodomoshisetsu@city.sagamihara.kanagawa.jp	042-769-9227	042-759-4395		
新潟市	教育委員会生涯学習部生涯学習課地域と学校ふれあい推進室 gakushu@city.niigata.lg.jp	025-226-3253	025-230-0434	市民局保健福祉部子ども課育成支援係 kodomo.wl@city.niigata.lg.jp	025-226-2612	025-228-2197		
富山市	教育委員会生涯学習課 syogaigaku-01@city.tovama.lg.jp	076-443-2137	076-443-2194	福祉保健部子ども福祉課健全育成係 kodomofukusi-01@city.tovama.lg.jp	076-443-2204	076-443-2169		
金沢市	教育委員会事務局生涯学習課 syougaku@city.kanazawa.ishikawa.jp	076-220-2441	076-220-2488	福祉健康局子ども福祉課健全育成係 kodomo@city.kanazawa.ishikawa.jp	076-220-2299	076-220-2360		
長野市	教育委員会生涯学習課青少年担当 gakusyu@city.nagano.nagano.jp	026-224-5085	026-224-5104	保健福祉部児童福祉課母子児童担当 iidou@city.nagano.nagano.jp	026-224-5031	026-228-5299		
岐阜市	教育委員会青少年教育室青少年対策グループ s-kyoiku@city.gifu.gifu.jp	058-265-4141	058-265-8045	教育委員会青少年教育室青少年対策グループ s-kyoiku@city.gifu.gifu.jp	058-265-4141(内6345)	058-265-8045		
浜松市	教育委員会生涯学習部生涯学習推進課 shogaisu@city.hamamatsu-szo.ed.jp	053-457-2413	053-457-2563	保健福祉部児童家庭課子ども育成グループ katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp	053-457-2036	053-457-2039		
豊橋市	教育委員会教育部青少年課健全育成・対策グループ seishounen@city.toyohashi.lg.jp	0532-51-2856	0532-56-5105	教育委員会教育部青少年課健全育成・対策グループ seishounen@city.toyohashi.lg.jp	0532-51-2856	0532-56-5105		
岡崎市	教育委員会生涯学習課生涯学習班 shogaigakushu@city.okazaki.aichi.jp	0564-23-6655	0564-23-6558	福祉保健部児童家庭課児童育成班 iidokatei@city.okazaki.aichi.jp	(0564)23-6330	(0564)23-6833		
豊田市	子ども部次世代育成課育成担当 iisedaikusei@city.toyota.aichi.jp	0565-34-6630	0565-34-6938	子ども部次世代育成課育成担当 iisedaikusei@city.toyota.aichi.jp	(0565)34-6630	(0565)34-6938		
高槻市	教育委員会社会教育部青少年課 seisyoun@city.takatsuki.osaka.jp	072-674-7656	072-674-8970	教育委員会社会教育部青少年課 seisyoun@city.takatsuki.osaka.jp	072-674-7655	072-674-8970		
東大阪市	教育委員会社会教育部青少年スポーツ室 seishonen@city.higashiosaka.osaka.jp	06-4309-3280	06-4309-3835	教育委員会社会教育部青少年スポーツ室 seishonen@city.higashiosaka.osaka.jp	06-4309-3280	06-4309-3835		
姫路市	教育委員会事務局教育総務部教育企画課 kyo-kikaku@city.himeji.hyogo.jp	079-221-2719	079-221-2749	教育委員会事務局教育総務部教育企画課 kyo-kikaku@city.himeji.hyogo.jp	079-221-2719	079-221-2749		
奈良市	教育委員会事務局社会教育部社会教育課家庭教育係 lg-svakaikyoku01@city.nara.lg.jp	0742-34-5366	0742-34-4764	保健福祉部保育課学童保育係 lg-hoiku01@city.nara.lg.jp	0742-33-5709	0742-36-7671		
和歌山市	教育委員会教育文化部生涯学習課 shogaigakushu@city.wakayama.lg.jp	073-435-1138	073-435-1176	教育文化部青少年課 seishonen@city.wakayama.lg.jp	073-435-1235	073-435-1240		
岡山市	教育委員会生涯学習課 shougaiakushuuka@city.okayama.okayama.jp	086-803-1606	086-234-4141	保健福祉局勤労福祉課 kinroufukushi@city.okayama.okayama.jp	086-803-1324	086-227-2526		
倉敷市	教育委員会生涯学習課 edulife@city.kurashiki.okayama.jp	086-426-3845	086-421-6018	教育委員会生涯学習課 edulife@city.kurashiki.okayama.jp	086-426-3845	086-421-6018		
福山市	教育委員会事務局中ブロック社会教育センター tyuubu-shakyou@city.fukuyama.hiroshima.jp	084-931-1741	084-931-5055	教育委員会事務局社会教育部社会教育振興課 fmanabi@city.fukuyama.hiroshima.jp	084-928-114	084-928-1736		
下関市	教育委員会青少年課 kiseisho@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	0832-31-7968	0832-22-8333	福祉部子ども課子育て支援係 hfkodomo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	0832-31-1353	0832-31-1995		
高松市	教育委員会教育部社会教育課 svakyo01@city.takamatsu.lg.jp	087-839-2633	087-839-2615	教育委員会教育部社会教育課 svakyo01@city.takamatsu.lg.jp	087-039-2633	087-839-2615		
松山市	教育委員会事務局地域学習振興課 kyochiki@city.matsuyama.ehime.jp	089-948-6813	089-934-1745	保健福祉部児童福祉課児童健全育成係 iidou@city.matsuyama.ehime.jp	089-948-6411	089-934-1814		
高知市	教育委員会青少年課 kc-201400@city.kochi.lg.jp	088-825-2488	088-825-2440	教育委員会青少年課 kc-201400@city.kochi.lg.jp	088-823-9482	088-825-2440		
長崎市	子ども部子どもみらい課 kodomomirai@city.nagasaki.lg.jp	095-825-1949	095-821-1938	子ども部子どもみらい課 kodomomirai@city.nagasaki.lg.jp	095-825-1949	095-821-1938		

放課後子どもプラン 地方自治体担当課一覧

熊本市	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課 shogaigakushu@city.kumamoto.lg.jp	096-328-2736	096-359-5833	市民生活局文化生活部青少年育成課育成班 seishounenikusei@city.kumamoto.lg.jp	096-328-2277	096-324-5969
大分市	教育委員会教育総務部生涯学習課 gakusyu@city.oita.oita.jp	097-534-6111(内線2044)	097-532-8102	福祉保健部児童家庭課児童家庭係 iidokatei@city.oita.oita.jp	097-537-5793	097-533-2611
宮崎市	教育委員会生涯学習課青少年家庭教育係 45syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp	0985-21-1834	0985-25-0458	福祉部子ども課児童係 10iidou@city.miyazaki.miyazaki.jp	0985-21-1774	0985-27-0712
鹿児島市	教育委員会教育部青少年課 svounen2@city.kagoshima.lg.jp	099-227-1971	099-227-1923	福祉事務所子育て支援推進課推進係 ikui05@city.kagoshima.lg.jp	099-216-1259	099-216-1284